

# 全国児童福祉主管課長会議

## 【別冊資料】

（内閣府資料2）

平成26年2月26日（水）

内閣府 子ども・子育て支援新制度準備室  
文部科学省 初等中等教育局  
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局



# 目 次

## 1. 平成26年度保育緊急確保事業費補助金の対象事業にかかる 実施要綱（案）について

(1) 小規模保育運営支援事業	1
(2) グループ型小規模保育事業	10
(3) 幼稚園における長時間預かり保育支援事業	17
(4) 家庭的保育事業	19
(5) 認定こども園事業	25
(6) 保育士等処遇改善臨時特例事業	27
(7) 保育体制強化事業	47
(8) 認可化移行総合支援事業	49
(9) 民有地マッチング事業	53
(10) 利用者支援事業	55
(11) 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業	58
(12) 地域子育て支援拠点事業	61
(13) 一時預かり事業	67
(14) ファミリー・サポート・センター事業	70
(15) 乳児家庭全戸訪問事業	78
(16) 養育支援訪問事業	80
(17) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	83
(18) 子育て短期支援事業	86
(19) 新規参入施設への巡回支援事業	89
(20) へき地保育事業	91

※あくまで現時点での案であり、今後内容に修正が生じる場合がありますので、予めご留意ください。



## 小規模保育運営支援事業実施要綱（案）

### 1 事業の目的

都市部等において増加する3歳未満児を中心とした保育需要に対応するとともに、児童人口減少地域等における保育基盤の維持を図るため、これらに対応する質の確保された小規模な保育事業に対し、運営に要する費用の一部を補助することにより、待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育を提供し、もって心身ともに健やかな児童を育成することを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は「待機児童解消加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）に参加する市町村（特別区を含む。以下同じ。）

### 3 事業の内容

保育に欠ける乳児又は幼児について、当該乳児又は幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が6人以上19人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業。

### 4 実施方法

#### （1）対象児童

本事業の対象となる児童は、市町村が定める基準に基づく保育に欠ける就学前児童であって、満3歳未満の児童とする。

なお、本事業を利用している児童が年度途中で満3歳の誕生日を迎えた場合、当該年度末までの間、本事業の対象とすることができるほか、保育所等の定員に空きがない場合等、地域の保育の整備状況等にかんがみ、やむを得ない事情があると市町村が認める場合で、かつ、（2）に定める利用定員の範囲内に限り、満3歳以上の児童についても本事業の対象とすることができる。また、離島、へき地（「へき地保育事業の実施について」（平成●年●月●日雇児発●第●号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「へ

き地保育事業実施要綱」の4（3）で設置場所とされている地域をいう。以下同じ。）で、上記によりがたい事情があると市町村が認める場合も、本事業の対象とすることができる。

## （2）実施要件

### ① 小規模保育運営支援事業（A型）

本事業の実施に当たっては、次の（ア）から（ケ）の要件を満たすこと。

（ア）平成24年8月22日付けで公布された子ども・子育て支援法等の関連3法に基づく制度の施行後に、関連3法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する「小規模保育事業」として、同法第34条の15第1項により事業を実施する市町村又は同法第34条の15第2項の規定による認可を受けることを希望している事業者（以下「事業者」という。）であること。

（イ）事業の利用定員が、6人以上19人以下であること。

（ウ）小規模保育運営支援事業を実施する事業所（以下「事業所」という。）の設備は、次の要件を満たすこと。

ア 満2歳未満の乳幼児に利用させる場合には、乳児室又はほふく室、調理室又は調理設備（調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備をいう。以下同じ。）及び便所を設けること。乳児室又はほふく室の面積は、満2歳未満の乳幼児1人につき3.3㎡以上であること。

なお、乳児室とほふく室を一の部屋として運営する場合には、ほふくをする児童とほふくをしない児童が同時に在室することから、安全の確保に留意すること。

イ 満2歳以上の幼児に利用させる場合には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（事業所の付近にある他の公的施設の敷地その他の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理室又は調理設備及び便所を設けること。保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること。

ウ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当する物を除く。）であること。また、保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること、並びに「認可外保育施設に対する指導監督について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下「認可外保育施設指導監督基準」という。）の4に定める避難階段等が設けられていること。

エ 消火器及び非常警報器具が設けられていること。

(エ) 職員の配置は、次の要件を満たすこと。

ア 保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、(キ)のイにより連携施設（保育所、幼稚園又は認定こども園をいう。以下同じ）から嘱託医による健康診断等に関する支援を受ける場合については嘱託医を、また、調理業務の全部を委託する場合又は(オ)の要件を満たして連携施設又は給食搬入施設（同一の事業者（事業者が法人である場合は系列の法人を含む。）が運営する他の小規模保育事業所、社会福祉施設又は病院をいい、離島・へき地においては、学校又は学校給食センターを含む。以下同じ。）から食事を搬入する場合にあっては、調理員を置かないことができる。

イ アの保育士の数は、次の(ア)、(イ)により算出した人数に1人を加算した人数以上とする。ただし、常時2人を下回ってはならない。

(ア) 乳児3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児6人につき1人以上とする。

(イ) 満3歳以上の幼児に利用させる場合には、満3歳以上満4歳に満たない幼児20人につき1人以上、満4歳以上の幼児30人につき1人以上とする。

ウ 乳児4人以上を利用させる場合は、保健師又は看護師を、1人に限って保育士とみなすことができる。また、離島、へき地において満3歳以上の幼児の利用が常時見込まれる場合は、幼稚園教諭又は

小学校教諭であって市町村が必要と認める研修を修了した者を、1人に限って保育士とみなすことができる。

(オ) 利用する乳幼児に対して、食事の提供を行うこと。食事を提供するときは、原則として、事業所内で調理する方法によることとする。なお、調理業務を委託する場合には、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省雇用均等・児童家庭局長通知）の内容に留意すること。

また、食事の提供に当たっては、円滑かつ適切に食事を提供できるよう連携施設等の栄養士に嘱託することにより、アレルギー児対応を含め、食事内容に係る相談・助言を行う体制を設けること。

ただし、連携施設又は給食搬入施設において食事を調理・搬入し提供する場合については、この限りではない。また、その場合においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「設備運営基準」という。）第32条の2第1号から第5号に掲げる要件を満たすよう努めることとし、連携施設又は給食搬入施設が別の事業者が設置、運営するものである場合は、委託する調理業務に関する内容を明確にした協定書等（契約書、覚書等）を締結すること。

なお、上記による方法が困難であり、かつ、（キ）のなお書きの規定により連携施設の設定が困難であると市町村が認める場合については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第1条の規定による施行の日から5年を期限として、その他の方法により食事を提供することができる。

(カ) 利用する乳幼児に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行うこと。また、職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならないこと。

(キ) 事業の実施に当たっては、連携施設を設定し、以下のア～カに関する内容について、必要な支援を受けることとし、連携施設は、事業者からの求めに応じて、当該施設の運営に支障のない範囲で協力すること。な



お、離島、へき地で保育所、幼稚園、認定こども園が付近に存在しないなど、連携施設の設定が著しく困難と市町村が認める場合は、この限りでない。

ただし、アについては、（オ）により事業所内で調理をする場合及び給食搬入施設において食事を調理・搬入する場合、また、イについては、（エ）のアにより事業所に嘱託医を配置し、健康診断や健康管理を行う場合は不要とする。

また、ア、イ及びキの支援を受ける場合で、別の事業者が運営する施設を連携施設として設定する場合は、具体的な業務の内容を明確にした協定書等（契約書、覚書等）を締結すること。

連携施設の設定に当たり、事業所から求めがある場合には、市町村においてあつせんその他の調整を行うこと。なお、連携施設の設定が困難であると市町村が認める場合は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第1条の規定による施行の日から5年を期限として、連携施設を設定しないことができる（上記の離島、へき地で連携施設の設定が著しく困難と市町村が認める場合を除く。）。ただし、設定しない場合は、市町村において、連携施設のモデル的な取組を行う、公立施設による支援体制を整備する、保育士等による巡回支援を行うなど、連携施設の設定に資する取組を実施するとともに、満3歳に達するなど、卒園した日以降も保育の利用を希望する者について、利用調整で優先的に取り扱うことその他の満3歳以降の円滑な継続利用に結びつけるために必要な措置を講ずること。

#### ア 食事の提供に関する支援

当該事業所を利用する児童に提供する食事の献立作成及び調理・搬入等の支援

#### イ 嘱託医による健康診断等に関する支援

当該事業所を利用する児童の健康診断や健康管理に関する嘱託医に対する相談等の支援

#### ウ 屋外遊戯場の利用に関する支援

当該事業所を利用する児童に対して、定期的に屋外遊戯場を開放

するなど、満2歳以上の児童を中心とした屋外遊戯場の利用に関する支援

エ 合同保育に関する支援

当該事業所を利用する児童に対して、定期的に連携施設を開放し、連携施設の入所児童との交流や、集団活動を通じた児童同士の関係作りなど、合同保育に関する支援

オ 後方支援

乳幼児の保育に関する相談・指導等の支援のほか、保育士等の急な病休等の際や、研修受講時の代替要員の派遣等の支援

カ 行事への参加に関する支援

運動会や園遊会等の行事に当該事業所を利用する児童を招いて、合同で行事を実施するなど、行事への参加に関する支援

キ 卒園後の受け皿としての支援

当該事業所を利用する児童が満3歳に達した場合など、事業所を卒園する際の受け皿としての支援

なお、保育所を卒園後の受け皿とする場合は、入所の調整に当たって市町村、事業者の間で十分に調整すること。

(ク) 利用料については、事業の実施に要する費用を勘案し、かつ、利用者の家計に与える影響を考慮して事業所において設定すること。

(ケ) 上記に規定する要件のほか、設備運営基準により保育所に課される要件を尊重して事業を実施すること。

② 小規模保育運営支援事業（B型）

本事業の実施に当たっては、①の（ア）から（ウ）及び（オ）から（ケ）の要件及び次の（ア）の要件を満たすこと。

（ア）職員の配置は、次の要件を満たすこと。

ア 保育士その他の保育従事者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、①の（キ）のイにより連携施設から嘱託医による健康診断等に関する支援を受ける場合については嘱託医を、また、調理業務の全部を委託する場合又は①の（オ）の要件を満たして連携施設

又は給食搬入施設から食事を搬入する場合にあっては、調理員を置かないことができる。

イ アの保育士その他の保育従事者の数は、次の(ア)、(イ)により算出した人数に1人を加算した人数以上とし、そのうち保育士を1/2以上とする。ただし、常時2人(そのうち1人は保育士とする。)を下回ってはならない。

(ア) 乳児3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児6人につき1人以上とする。

(イ) 満3歳以上の幼児を入所させる場合には、満3歳以上満4歳に満たない幼児20人につき1人以上、満4歳以上の幼児30人につき1人以上とする。

ウ 乳児4人以上を利用させる場合は、保健師又は看護師を、1人に限って保育士とみなすことができる。また、離島、へき地において満3歳以上の幼児の利用が常時見込まれる場合は、幼稚園教諭又は小学校教諭であって市町村が必要と認める研修を修了した者を、1人に限って保育士とみなすことができる。

エ 保育士以外の保育従事者の要件は次のとおりとする。

「家庭的保育事業の実施について」(平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。

### ③ 小規模保育運営支援事業(C型)

本事業の実施に当たっては、①の(ア)及び(オ)から(ケ)の要件及び次の(ア)から(ウ)の要件を満たすこと。

(ア) 事業の利用定員が、6人以上15人以下であること。

(イ) 事業所の設備は、次の要件を満たすこと。

ア 事業所には、乳幼児の保育を行う部屋、調理室又は調理設備及び便所を設けること。

イ 乳幼児の保育を行う部屋は、家庭的保育者一人につきその面積が

9. 9㎡以上であって、採光及び換気の状態が良好であること。ただし、3人を超えて保育する場合には、3人を超える乳幼児1人につき、3.3㎡以上を加算した面積以上であること。

ウ 満2歳以上の幼児に利用させる場合には、屋外遊戯場を設けること。屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること。

エ 乳幼児の保育を行う部屋を2階以上に設ける建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当する物を除く。）であること。また、保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること、並びに認可外保育施設指導監督基準の4に定める避難階段等が設けられていること。

オ 消火器及び非常警報器具が設けられていること。

(ウ) 職員の配置は、次の要件を満たすこと。

ア 家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、①の（キ）のイにより連携施設から嘱託医による健康診断等に関する支援を受ける場合については嘱託医を、また、調理業務の全部を委託する場合又は①の（オ）の要件を満たして連携施設又は給食搬入施設から食事を搬入する場合にあつては、調理員を置かないことができる。

イ アの家庭的保育者一人につき、保育する乳幼児の数は3人以下とすること。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とすること。

ウ 家庭的保育者の要件は次のとおりとする。

ガイドラインの第6の1（1）に定める家庭的保育者

エ 家庭的保育補助者の要件は次のとおりとする。

ガイドラインの第6の1（2）に定める家庭的保育補助者であり、グループ内のどの家庭的保育者の補助者であるか担当を明確にすること。

オ 安全対策の充実と家庭的保育者間の相互協力を円滑に行うため、家

庭的保育者のうち1名を緊急時の安全対策の管理や家庭的保育者間の連携に関する調整を行う者（保育事業管理者）として定めること。

## グループ型小規模保育事業実施要綱（案）

### 1 事業の目的

希望するすべての人が安心して子どもを預け、働くことができるようにするため、保育所等から技術的な支援を受けながら、市町村長が認めた者（以下「家庭的保育者」という。）が、少人数の乳幼児の保育（以下「家庭的保育」という。）を同一の建物において複数で協力しながら実施（以下「グループ型小規模保育」という。）することで、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供することを目的とする。

### 2 事業の内容

#### （1）事業内容

グループ型小規模保育を実施する者に対し、グループ型小規模保育の実施に必要な費用の一部を補助する。

#### （2）実施主体

実施主体は、「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

なお、本事業の実施に当たっては、

- ① 保育所又は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条から第36条までに規定する基準（以下「設備運営基準」という。）を満たす認可外保育施設（以下「実施保育所」という。）を経営する者
- ② 家庭的保育者又は①以外の家庭的保育者を雇用するNPO法人等に委託することができるものとする。

#### （3）事業類型

本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

- ① 保育所実施型

複数の家庭的保育者が同一の建物（賃貸マンション等において保育の実施場所を各々で契約して実施する場合を除く。以下同じ。）において、各々の家庭的保育者を雇用する実施保育所の支援を受けながら、必要に応じ育児・保育に関する技術的な支援等を行う者（以下「家庭的保育支援者」という。）の支援を受け、就学前児童を保育する事業。

## ② 個人実施型

複数の家庭的保育者が同一の建物において、各々育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所等（「（6）連携保育所および実施保育所の役割」に定める支援又は業務を行う保育所、幼稚園及び設備運営基準を満たす認可外保育施設。幼稚園で行う場合は、1日8時間以上の相談・指導や代替保育施設としての機能の確保（代替保育を行うための部屋、保育士の確保）を条件とする。以下「連携保育所」という。）の支援を受けながら、必要に応じ家庭的保育支援者の支援を受け、就学前児童を保育する事業。

ただし、連携保育所を確保できない場合であっても、市町村自らが（6）に定める家庭的保育者に対する支援体制を図る場合については、本事業の対象とする。

## （4）対象児童

本事業の対象となる児童は、児童福祉法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童とする。ただし、家庭的保育者又は家庭的保育者を補助する者（以下「補助者」という。）と三親等以内の親族関係にある乳幼児を除く。

## （5）実施要件

① 本事業は、家庭的保育者一人につき児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の38に定める基準を遵守し、原則として家庭的保育者3人（対象児童9人）までのグループにて実施すること。

ただし、各々の家庭的保育者に補助者を配置する場合等は対象児童1

- 5人までとする。
- ② 保育の実施にあたっては、家庭的保育者一人ごとに行うことを基本とし、必要に応じグループ内において家庭的保育者相互が協力すること。
- なお、家庭的保育者は、保育を実施する期間を通じて担当する乳幼児を定め、保育を実施すること。
- ③ 実施場所については、地域の公共スペースや賃貸マンション等、次に掲げる要件を満たすものとして、市町村が適当と認めた場所とすること。
- ア 乳幼児の保育を行う保育時間中の専用の部屋を有すること。
- イ 乳幼児の保育を行う部屋は、家庭的保育者一人につきその面積が9.9平方メートル以上であって、採光及び換気の状態が良好であること。ただし、3人を超えて保育する場合には、3人を超える乳幼児1人につき、3.3平方メートル以上を加算した面積以上であること。
- ウ 衛生的な調理設備を有すること。
- エ 事業実施場所の敷地内に幼児の遊戯等に適する広さの庭（これに代わるべき付近にある公園等の場所を含む。）を有すること。
- ④ 家庭的保育者の要件は次のとおりとする。
- ア 「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）における「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）「第6 家庭的保育者等について」の「1 家庭的保育者等の要件」に定める家庭的保育者
- イ 家庭的保育者自身が介護を行うことを必要とする同居親族等がないこと。
- ⑤ 補助者の要件は次のとおりとする。
- ア ガイドラインに定める基礎研修を修了した者
- イ 心身ともに健全であること。
- ウ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。
- エ 乳幼児の保育に専念できること。



オ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。

カ グループ内のどの家庭的保育者の補助者であるか担当を明確にすること。

⑥ 家庭的保育支援者の要件は次のとおりとする。

ア 保育士であり、10年以上の保育所における勤務又は家庭的保育の経験を有する者

イ 心身ともに健全であること。

ウ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。

エ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。

⑦ 家庭的保育者一人につき、保育する乳幼児の数は3人以下であること。担当の補助者ととともに2人以上で保育する場合には5人以下とすること。（家庭的保育者自身に、養育する三親等以内の親族関係にある就学前児童がいる場合は、当該児童も含めて3人以下、補助者ととともに保育する場合は5人以下とすること（当該児童が保育所等において保育されている場合を除く。）。）

⑧ 補助者は、担当の家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える乳幼児を保育する時間帯は常時配置されていること。

⑨ 個人実施型の家庭的保育者は、市町村と委託契約等を締結した連携保育所又は市町村から育児・保育に関する技術的な支援を受けること。

⑩ 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として連携保育所に配置すること。

⑪ 家庭的保育支援者の配置については、家庭的保育者3人から15人に対し1人の配置を標準とすること。

⑫ 賠償責任保険に加入すること。

⑬ 保育内容は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に準拠するとともに、保育所保育と異なる家庭的保育独自の保育内容に留意して保育を行うこと。

⑭ 家庭的保育者は、乳幼児の発達過程に応じた「保育の計画」及び「一日の保育内容」を作成し保育を行わなければならない。

- ⑮ 家庭的保育者は、乳幼児の保育の状況に関する記録を整備しておかなければならない。また、記録に基づき、自ら実践を振り返り、さらなる保育内容の向上に努めること。
- ⑯ 安全対策の充実と家庭的保育者間の相互協力を円滑に行うため、グループごとに家庭的保育者のうち 1 名を緊急時の安全対策の管理や家庭的保育者間の連携に関する調整を行う者（以下「保育事業管理者」）として配置するよう努めること。

#### （6）連携保育所及び実施保育所の役割

連携保育所及び実施保育所は、次の支援又は業務を行うものとする。

- ① 乳幼児の育児・保育に関する相談・指導について知識及び経験を有するとともに、児童福祉施策について知識を有している保育士等（以下「担当者」という。）を配置し、緊急時においても相談・連絡を受ける体制を整備するなど家庭的保育者を支援する体制を整備すること。

また、担当者は各種研修等に積極的に参加し、相談・指導技術の向上に努めること。

なお、家庭的保育支援者を配置する場合においては、担当者を配置しないこともできるが、その場合であっても家庭的保育者及び家庭的保育支援者への支援ができる体制を整備すること。

- ② グループ型小規模保育の申込みを代行する場合には、市町村により保育に欠ける認定を受けた乳幼児の保護者に対して、家庭的保育者の斡旋又は紹介を行うこと。
- ③ 乳幼児の保育上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担当者が連携保育所又は実施保育所まで送迎を行うこと。

なお、家庭的保育支援者を配置している場合は、家庭的保育支援者が送迎を行うこともできること。

- ④ グループ型小規模保育の実施場所を訪問等することにより、保育の状況把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に応じ、必要な指導・援助を行うこと。

- ⑤ 家庭的保育者が保育する乳幼児を定期的に連携保育所又は実施保育所に招いたり、乳幼児の健康診断を連携保育所又は実施保育所の入所児童と共に行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、連携保育所又は実施保育所や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。
- ⑥ 家庭的保育者が休暇等を取得することにより、家庭的保育を行うことができない場合は、当該家庭的保育者に代わって乳幼児の保育を行うこと。
- ⑦ 家庭的保育者及び補助者への支援に当たっては、家庭的保育支援者と十分に連携するとともに、必要に応じ、家庭的保育支援者への支援も行うこと。

#### (7) 家庭的保育支援者の役割

家庭的保育支援者は、主に(6)の③、④及び⑥の支援を行うものとし、その際は円滑な事業実施が図れるよう連携保育所又は実施保育所と十分に連携すること。

なお、家庭的保育支援者は、各種研修等に積極的に参加し、相談・指導を行うために必要な知識の向上、技術の習得に努めること。

#### (8) 留意事項

- ① 本事業に従事する者(家庭的保育者、補助者、家庭的保育支援者、担当者等)は、業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。
- ② 家庭的保育者、家庭的保育支援者、連携保育所及び実施保育所が保護者との間で金銭の接受があった場合は、関係法令を遵守するとともに、必要な帳簿を整備すること。
- ③ グループ型小規模保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者等を少なくとも3か月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問させること。
- ④ 個人実施型にあつては、各々の家庭的保育者と連携保育所が一体的に

事業を実施するものであるから、単に家庭的保育者の居宅において少人数の乳幼児を保育するのみの事業は対象とならないこと。

- ⑤ 母子家庭の母が家庭的保育者の要件を満たす場合は、その積極的な活用に努めること。
- ⑥ 利用者からの苦情等に関する相談窓口を設置するとともに、その連絡先について周知すること。
- ⑦ 事故防止のための対応策を事前に定めるとともに、グループ型小規模保育の状況に懸念される点があった場合には、状況報告の徴収や実地指導を行うなど重点的な支援を行うこと。
- ⑧ 事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

#### (9) 事業の実施手続

この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

## 幼稚園における長時間預かり保育支援事業実施要綱（案）

### 1 事業の目的

保育所と同様に11時間の開園を行う私立幼稚園の預かり保育等に対し、運営費の補助を行うことにより、保育の供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

### 3 事業の内容

幼稚園を11時間以上にわたり開園し、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動（以下「長時間預かり保育」という。）等を行う私立幼稚園に対し、運営に要する費用の一部を補助する。

### 4 実施方法

#### (1) 事業者

私立幼稚園

#### (2) 対象児童

市町村が定める基準に基づく保育に欠ける乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）

#### (3) 設備基準

事業開始後5年以内に、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園として必要な基準（幼稚園設置基準（昭和31年12月13日文部省令第32号）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「設備運営基準」という。）及び各自治体において定める認定基準）を満たすこと。なお、上記の基準及び関係の通知において、幼保連携型

にかかるとの特例（認可の特例）が設けられていることに留意すること。

（4）職員の配置

設備運営基準第33条第2項の規定に準じ、本事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う者を置くこととし、3歳未満児の処遇を行う者は保育士、3歳以上児の処遇を行う者は幼稚園教諭又は保育士とする。また、その数は2名を下ることはできないこと。

（5）開園日

土曜日、幼稚園の長期休業日においても、原則として、本事業の対象となる長時間預かり保育又は3歳未満児の保育、若しくは長時間預かり保育と3歳未満児の保育の両方を実施すること。

（6）開園時間

1日の開園時間は通常の教育時間を含め、11時間以上とすること。

（7）その他

事業開始後5年以内に幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行に向けて長時間預かり保育又は3歳未満児の保育、若しくは長時間預かり保育と3歳未満児の保育の両方を実施する施設であること。

## 5 留意事項

- ・ 私立高等学校等経常費助成費補助金（預かり保育推進事業）の申請の際には、本事業の補助対象児童数に係る保育担当者数を差し引いて申請すること。
- ・ 事業開始後5年以内に4（3）を満たさなかった場合は、補助額の返還を命ずることができること。

## 家庭的保育事業実施要綱（案）

### 1 事業の目的

希望するすべての人が安心して子どもを預け、働くことができるようにするため、保育所等から技術的な支援を受けながら、市町村長が認めた者（以下「家庭的保育者」という。）の居宅等において少人数の乳幼児の保育（以下「家庭的保育」という。）を実施することで、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供することを目的とする。

### 2 事業の内容

#### （1）事業内容

家庭的保育を実施する者に対し、家庭的保育の実施に必要な費用の一部を補助する。

#### （2）実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

なお、本事業の実施に当たっては、

- ① 保育所又は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条から第36条までに規定する基準（以下「設備運営基準」という。）を満たす認可外保育施設（以下「実施保育所」という。）を経営する者
- ② 家庭的保育者又は①以外の家庭的保育者を雇用するNPO法人等に委託することができるものとする。

#### （3）事業類型

本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

##### ① 保育所実施型

家庭的保育者が、当該家庭的保育者を雇用する実施保育所の支援を受けながら、必要に応じ育児・保育に関する技術的な支援等を行う者

(以下「家庭的保育支援者」という。)の支援を受け、就学前児童を保育する事業。

## ② 個人実施型

家庭的保育者が、育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所等(「(6) 連携保育所および実施保育所の役割」に定める支援又は業務を行う保育所、幼稚園及び設備運営基準を満たす認可外保育施設。幼稚園で行う場合は、1日8時間以上の相談・指導や代替保育施設としての機能の確保(代替保育を行うための部屋、保育士の確保)を条件とする。以下「連携保育所」という。)の支援を受けながら、必要に応じ家庭的保育支援者の支援を受け、就学前児童を保育する事業。

ただし、連携保育所を確保できない場合であっても、市町村自らが(6)に定める家庭的保育者に対する支援体制を図る場合については、本事業の対象とする。

## (4) 対象児童

本事業の対象となる児童は、児童福祉法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童とする。ただし、家庭的保育者又は家庭的保育者を補助する者(以下「補助者」という。)と三親等以内の親族関係にある乳幼児を除く。

## (5) 実施要件

① 本事業の実施においては、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)(以下「規則」という。)第36条の38に定める基準を遵守すること。

② 実施場所については、家庭的保育者の居宅又は賃貸アパート等、次に掲げる要件を満たすものとして、市町村が適当と認めた場所とすること。

ア 乳幼児の保育を行う保育時間中の専用の部屋を有すること。

イ 乳幼児の保育を行う部屋は、その面積が9.9平方メートル以上であって、採光及び換気の状態が良好であること。ただし、3人を



超えて保育する場合には、3人を超える乳幼児1人につき、3.3平方メートル以上を加算した面積以上であること。

ウ 衛生的な調理設備を有すること。

エ 事業実施場所の敷地内に幼児の遊戯等に適する広さの庭（これに代わるべき付近にある公園等の場所を含む。）を有すること。

③ 家庭的保育者の要件は次のとおりとする。

ア 「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）における「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）「第6 家庭的保育者等について」の「1 家庭的保育者等の要件」に定める家庭的保育者

イ 家庭的保育者自身が介護を行うことを必要とする同居親族等がないこと。

④ 補助者の要件は次のとおりとする。

ア ガイドラインに定める基礎研修を修了した者

イ 心身ともに健全であること。

ウ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。

エ 乳幼児の保育に専念できること。

オ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。

⑤ 家庭的保育支援者の要件は次のとおりとする。

ア 保育士であり、10年以上の保育所における勤務又は家庭的保育の経験を有する者

イ 心身ともに健全であること。

ウ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。

エ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。

⑥ 家庭的保育者が一人で保育をするときは、保育する乳幼児の数は3人以下であること。補助者ととともに2人以上で保育する場合には5人以下とすること。（家庭的保育者自身に、養育する三親等以内の親族

関係にある就学前児童がいる場合は、当該児童も含めて3人以下、補助者とともに保育する場合は5人以下とすること（当該児童が保育所等において保育されている場合を除く。）。

- ⑦ 補助者は、家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える乳幼児を保育する時間帯は常時配置されていること。
- ⑧ 個人実施型の家庭的保育者は、市町村と委託契約等を締結した連携保育所又は市町村から育児・保育に関する技術的な支援を受けること。
- ⑨ 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として連携保育所に配置すること。
- ⑩ 家庭的保育支援者の配置については、家庭的保育者3人から15人に対し1人の配置を標準とすること。
- ⑪ 賠償責任保険に加入すること。
- ⑫ 保育内容は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に準拠するとともに、保育所保育と異なる家庭的保育独自の保育内容に留意して保育を行うこと。
- ⑬ 家庭的保育者は、乳幼児の発達過程に応じた「保育の計画」及び「一日の保育内容」を作成し保育を行わなければならない。
- ⑭ 家庭的保育者は、乳幼児の保育の状況に関する記録を整備しておかななければならない。また、記録に基づき、自ら実践を振り返り、さらなる保育内容の向上に努めること。

#### (6) 連携保育所及び実施保育所の役割

連携保育所及び実施保育所は、次の支援又は業務を行うものとする。

- ① 乳幼児の育児・保育に関する相談・指導について知識及び経験を有するとともに、児童福祉施策について知識を有している保育士等（以下「担当者」という。）を配置し、緊急時においても相談・連絡を受ける体制を整備するなど家庭的保育者を支援する体制を整備すること。

また、担当者は各種研修等に積極的に参加し、相談・指導技術の向上に努めること。

なお、家庭的保育支援者を配置する場合においては、担当者を配置しないこともできるが、その場合であっても家庭的保育者及び家庭的保育支援者への支援ができる体制を整備すること。

- ② 家庭的保育の申込みを代行する場合には、市町村により保育に欠ける認定を受けた乳幼児の保護者に対して、家庭的保育者の斡旋又は紹介を行うこと。
- ③ 乳幼児の保育上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担当者が連携保育所又は実施保育所まで利用児童の送迎を行うこと。

なお、家庭的保育支援者を配置している場合は、家庭的保育支援者が送迎を行うこともできること。

- ④ 家庭的保育の実施場所を訪問等することにより、保育の状況把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に応じ、必要な指導・援助を行うこと。
- ⑤ 家庭的保育者が保育する乳幼児を定期的に連携保育所又は実施保育所に招いたり、乳幼児の健康診断を連携保育所又は実施保育所の入所児童と共に行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、連携保育所又は実施保育所や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。
- ⑥ 家庭的保育者が休暇等を取得することにより、家庭的保育を行うことができない場合は、当該家庭的保育者に代わって乳幼児の保育を行うこと。
- ⑦ 家庭的保育者及び補助者への支援に当たっては、家庭的保育支援者と十分に連携するとともに、必要に応じ、家庭的保育支援者への支援も行うこと。

#### (7) 家庭的保育支援者の役割

家庭的保育支援者は、主に(6)の③、④及び⑥の支援を行うものとし、その際は円滑な事業実施が図れるよう連携保育所又は実施保育所と十分に連携すること。

なお、家庭的保育支援者は、各種研修等に積極的に参加し、相談・指導を行うために必要な知識の向上、技術の習得に努めること。

#### (8) 留意事項

- ① 本事業に従事する者（家庭的保育者、補助者、家庭的保育支援者、担当者等）は、業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。
- ② 家庭的保育者、家庭的保育支援者、連携保育所及び実施保育所が保護者との間で金銭の接受があった場合は、関係法令を遵守するとともに、必要な帳簿を整備すること。
- ③ 家庭的保育者の居宅等における保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者等を少なくとも3か月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問させること。
- ④ 個人実施型保育にあつては、家庭的保育者と連携保育所が一体的に事業を実施するものであるから、単に家庭的保育者の居宅において少人数の乳幼児を保育するのみの事業は対象とならないこと。
- ⑤ 母子家庭の母が家庭的保育者の要件を満たす場合は、その積極的な活用に努めること。
- ⑥ 利用者からの苦情等に関する相談窓口を設置するとともに、その連絡先について周知すること。
- ⑦ 事故防止のための対応策を事前に定めるとともに、家庭的保育の状況に懸念される点があつた場合には、状況報告の徴収や実地指導を行うなど重点的な支援を行うこと。
- ⑧ 事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

#### (9) 事業の実施手続

この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

## 認定こども園事業実施要綱（案）

### 1 事業の目的

幼保連携型認定こども園への移行等を促進するため、保育所型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の事業に要する費用の一部を補助するとともに、幼保連携型認定こども園等を構成する幼稚園で実施する長時間預かり保育に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

### 2 実施主体

市町村（特別区を含む。以下同じ。）

### 3 事業の内容

#### （1）機能部分に対する補助

保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分に関する事業に対し、事業費の補助を行う。

#### （2）幼稚園で実施する長時間預かり保育に対する補助

幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園を11時間以上にわたり開園し、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動(以下「長時間預かり保育」という。)を行う幼稚園に対し、事業費の補助を行う。

### 4 実施方法

#### （1）対象児童

##### ① 機能部分に対する補助

ア 保育所型認定こども園における本事業の対象児童は、幼稚園機能部分に入所している3歳から5歳の児童とする。

イ 幼稚園型認定こども園における本事業の対象児童は、保育所機能部分に入所している児童であって、市町村が定める基準に基づく保育に欠ける児童とする。なお、幼稚園と保育所機能部分の定員の合計数が

20人以上の場合を対象とする。

② 幼稚園で実施する長時間預かり保育に対する補助

本事業の対象児童は、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園に入所している児童であって、市町村が定める基準に基づく保育に欠ける児童とする。

(2) 施設の設置主体（事業者）

① 機能部分に対する補助

ア 保育所型認定こども園の場合

学校法人又は社会福祉法人

イ 幼稚園型認定こども園の場合

都道府県又は市町村以外の者

② 幼稚園で実施する長時間預かり保育に対する補助

都道府県又は市町村以外の者

## 5 留意事項

(1) 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園につ

いては、施設設備、職員配置及び定員について、幼保連携型認定こども園として必要な基準（幼稚園設置基準、児童福祉施設設備運営基準及び各自治体において定める認定基準）を満たすこと。なお、上記の基準及び関係の通知において、幼保連携型に係る特例（認可の特例）が設けられていることに留意すること。

(2) 幼稚園で実施する長時間預かり保育に対する補助を行う場合は、私立高

等学校等経常費助成費補助金（預かり保育推進事業）の申請の際に、本事業の補助対象児童数に係る保育担当者数を差し引いて申請すること。

## 保育士等処遇改善臨時特例事業実施要綱（案）

### 1 事業の目的

待機児童解消加速化プランに基づく保育士の人材確保対策の一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進める。

### 2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

### 3 事業の内容

都道府県又は市町村以外の者が設置する保育所（以下「私立保育所」という。）からの申請にもとづき、保育所運営費の民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）を基礎として、保育士等の賃金改善に要する費用に充てるための資金を私立保育所に交付する。

また、本事業に関する市町村における事務処理に要する費用に充てるため、市町村に対して事務費を交付する。

### 4 事業の実施方法

#### (1) 対象となる職員の範囲

① 本事業は保育士の人材確保対策として実施するものであり、私立保育所に勤務する保育士等の職員（非常勤職員を含む）とする。ただし、本事業の趣旨に鑑み、経営に携わる法人の役員である職員については、本事業による賃金改善の対象とはならないこと。

② 賃金改善を実施する職員の範囲や賃金改善の具体的な内容については、各私立保育所の実情に応じて、各私立保育所において決定するものとする。

#### (2) 対象となる私立保育所の交付要件

資金の交付を受ける私立保育所（以下「実施保育所」という。）は、以下の交付要件を満たさなければならない。

- 一 民改費加算が停止されていないこと。
- 二 原則として、(3)の②により算出された交付(見込)額以上の賃金改善(平成24年度の保育所職員の賃金(退職手当を除く。以下同じ。))に対する改善をいう。以下同じ。)が見込まれた計画を策定していること。
- 三 賃金改善の具体的内容について記載した別紙様式1の「保育所職員処遇改善計画書」を作成し、保育所職員に対して当該計画の内容について周知を行うこと。

### (3) 保育所職員処遇改善計画書の作成

- ① 実施保育所は、次の各号の記載事項を含んだ別紙様式1「保育所職員処遇改善計画書」を作成すること。
  - 一 交付(見込)額
  - 二 賃金改善見込額 各保育所において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額(当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む)の総額であり、第一号の交付見込額以上の額
  - 三 賃金改善を行う給与項目 増額もしくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与又は一時金等)等を記載すること
  - 四 賃金改善実施期間 原則4月から翌年3月まで
  - 五 賃金改善を行う方法 賃金改善の実施時期や一人当たりの賃金改善見込額を可能な限り具体的に記載すること

#### ② 交付(見込)額の算定

(ア) 次の算式1と算式2により算定した額の合計額とする(合計額の千円未満の端数は切り捨て)。

なお、年齢別入所児童数について見込数を用いる場合は、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。

算式1 アからエまでの合計額×6月分

ア 別表に定める乳児事業費単価×4月初日の乳児入所児童数



イ 別表に定める1、2歳児事業費単価×4月初日の1、2歳児入所児童数

ウ 別表に定める3歳児事業費単価×4月初日の3歳児入所児童数

エ 別表に定める4歳以上児事業費単価×4月初日の4歳以上児入所児童数

算式2 アからエまでの合計額×6月分

ア 別表に定める乳児事業費単価×10月初日の乳児入所児童数

イ 別表に定める1、2歳児事業費単価×10月初日の1、2歳児入所児童数

ウ 別表に定める3歳児事業費単価×10月初日の3歳児入所児童数

エ 別表に定める4歳以上児事業費単価×10月初日の4歳以上児入所児童数

(イ) 特別な事情により4月初日の入所児童数により算定することが適当でないと市町村が認めた場合には、5月初日の入所児童数で算定できるものとする。

#### (4) 交付申請

##### ① 当初交付申請

(ア) 実施保育所は、(3)により作成した「保育所職員処遇改善計画書」を添付し、市町村に対し交付の申請を行うこと。

(イ) 複数の実施保育所を運営する事業者が申請する場合には、(3)の②により算定したそれぞれの実施保育所の交付(見込)額の合計額の範囲で、同一事業者内の複数の実施保育所間で交付(見込)額の配分を行うことができること。なお、この場合には、配分調整後のそれぞれの実施保育所の交付(見込)額により、保育所職員処遇改善計画書を作成し、申請することとする。その際、別紙様式1(添付書類1)により保育所ごとの内訳表を添付すること。

また、交付の申請は実施保育所単位を原則とするが、同一市町村内に所在する実施保育所分については、各実施保育所の内訳を明らかにした上で、一括して申請するなど事務処理の簡素化を適宜図ることは差し支

えないものであること。

(ウ) 本事業により賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならないこと。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合についてはこの限りではない。

(エ) 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払いのほか一括して支払うことも可能とし、各私立保育所の実情に応じた方法によるものとする。

## ② 変更交付申請

(ア) (3) の②により算出された交付見込額については、10月初日の入所児童数が確定した時点で、これにより再計算し、交付額を確定させること。

(イ) (ア) により再計算した結果、追加交付申請を要する場合は変更交付申請を行うことができること。

## (5) 実績報告

① 実施保育所は事業年度終了後速やかに、市町村に対して次の各号の事項を含んだ別紙様式2の「実績報告書」を提出すること。

一 交付額

二 本事業による賃金改善実施期間

三 第二号の期間における次の事項

ア 対象となる職員の総数

イ 賃金改善を実施した職員数

ウ 職員に支給した賃金総額

エ 職員一人当たりの賃金月額

四 実施した賃金改善の方法

五 第四号の実施に要した費用の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。千円未満の端数は切り捨て）法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては各保育所の賃金改善方法等に応じた適切な方法によること

六 賃金改善に使用しなかった交付金の総額 第一号の額から第五号の

額を減じた額が千円以上の場合に記載すること

#### 七 職員一人当たりの賃金改善額

- ② ①の一の交付額の算定にあたっては、(4)の②(ア)の算定方法によること。
- ③ 複数の実施保育所を運営する事業者が実績報告を提出する場合には、実施保育所単位を原則とするが、同一市町村内に所在する実施保育所分については、各保育所の内訳を明らかにした上で、一括して作成するなど事務処理の簡素化を適宜図ることは差し支えないものであること。
- ④ 本事業により資金の交付を受けた保育所はあらかじめ定められた賃金改善実施期間において、実際に保育所職員の賃金改善に充てられた経費(当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。)の額が交付額を下回る場合は、その差額を返還しなければならない。

### 5 留意事項

- (1) 保育所が虚偽又は不正の手段により本事業による資金の交付を受けた場合には、すでに交付された一部若しくは全部の交付額の返還を命じることとする。
- (2) 本事業により資金の交付を受けた保育所は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しておかなければならない。

別表

① 事業費単価表

その保育所の所在する地域区分	その保育所の月・初日・定員区分	その保育所の長が月・初日において設置又は未設置（欠員・無給）の区分	月・初日の入所児童の年齢区分	事業費単価			
				4.0%加算分	3.0%加算分	2.0%加算分	1.0%加算分
				円	円	円	円
18/100地域	20人まで	設置	乳児	8,660	6,490	4,320	2,150
			1, 2歳児	5,820	4,360	2,900	1,440
		未設置	3歳児	3,830	2,870	1,910	950
			4歳以上児	3,550	2,660	1,770	880
	21人から30人まで	設置	乳児	7,640	5,730	3,810	1,900
			1, 2歳児	4,800	3,600	2,390	1,190
		未設置	3歳児	2,810	2,110	1,400	700
			4歳以上児	2,530	1,900	1,260	630
	31人から40人まで	設置	乳児	7,700	5,770	3,840	1,910
			1, 2歳児	4,860	3,640	2,420	1,200
		未設置	3歳児	2,870	2,150	1,430	710
			4歳以上児	2,590	1,940	1,290	640
41人から50人まで	設置	乳児	7,230	5,420	3,610	1,800	
		1, 2歳児	4,390	3,290	2,190	1,090	
	未設置	3歳児	2,400	1,800	1,200	600	
		4歳以上児	2,120	1,590	1,060	530	
51人から60人まで	設置	乳児	6,720	5,030	3,350	1,670	
		1, 2歳児	3,880	2,900	1,930	960	
	未設置	3歳児	1,890	1,410	940	470	
		4歳以上児	1,610	1,200	800	400	
61人から70人まで	設置	乳児	7,140	5,350	3,560	1,770	
		1, 2歳児	4,300	3,220	2,140	1,060	
	未設置	3歳児	2,310	1,730	1,150	570	
		4歳以上児	2,030	1,520	1,010	500	
71人から80人まで	設置	乳児	6,890	5,160	3,440	1,710	
		1, 2歳児	4,050	3,030	2,020	1,000	
	未設置	3歳児	2,060	1,540	1,030	510	
		4歳以上児	1,780	1,330	890	440	
81人から90人まで	設置	乳児	6,720	5,030	3,350	1,670	
		1, 2歳児	3,880	2,900	1,930	960	
	未設置	3歳児	1,890	1,410	940	470	
		4歳以上児	1,610	1,200	800	400	
91人から100人まで	設置	乳児	6,430	4,820	3,210	1,600	
		1, 2歳児	3,590	2,690	1,790	890	
	未設置	3歳児	1,600	1,200	800	400	
		4歳以上児	1,320	990	660	330	
101人から110人まで	設置	乳児	6,590	4,940	3,290	1,640	
		1, 2歳児	3,750	2,810	1,870	930	
	未設置	3歳児	1,760	1,320	880	440	
		4歳以上児	1,480	1,110	740	370	
111人から120人まで	設置	乳児	6,330	4,750	3,160	1,570	
		1, 2歳児	3,490	2,620	1,740	860	
	未設置	3歳児	1,500	1,130	750	370	
		4歳以上児	1,220	920	610	300	
121人から130人まで	設置	乳児	6,490	4,860	3,240	1,610	
		1, 2歳児	3,650	2,730	1,820	900	
	未設置	3歳児	1,660	1,240	830	410	
		4歳以上児	1,380	1,030	690	340	
131人から140人まで	設置	乳児	6,260	4,690	3,120	1,550	
		1, 2歳児	3,420	2,560	1,700	840	
	未設置	3歳児	1,430	1,070	710	350	
		4歳以上児	1,150	860	570	280	
141人から150人まで	設置	乳児	6,070	4,550	3,030	1,510	
		1, 2歳児	3,230	2,420	1,610	800	
	未設置	3歳児	1,240	930	620	310	
		4歳以上児	960	720	480	240	
151人から160人まで	設置	乳児	5,950	4,460	2,970	1,480	
		1, 2歳児	3,110	2,330	1,550	770	
	未設置	3歳児	1,120	840	560	280	
		4歳以上児	840	630	420	210	
161人から170人まで	設置	乳児	6,090	4,560	3,040	1,510	
		1, 2歳児	3,250	2,430	1,620	800	
	未設置	3歳児	1,260	940	630	310	
		4歳以上児	980	730	490	240	
171人以上	設置	乳児	5,960	4,470	2,970	1,480	
		1, 2歳児	3,120	2,340	1,550	770	
	未設置	3歳児	1,130	850	560	280	
		4歳以上児	850	640	420	210	

その保育所の所在する地域区分	その保育所の月末日の定員区分	その保育所の長が月末日において設置又は未設置（欠員・無給）の区分	月初日の入所児童の年齢区分	事業費単価			
				4.0%加算分	3.0%加算分	2.0%加算分	1.0%加算分
15/100地域	20人まで	設置	乳児	8,460	6,340	4,220	2,100
			1, 2歳児	5,690	4,260	2,840	1,410
		3歳児	3,740	2,800	1,860	920	
		4歳以上児	3,470	2,600	1,730	860	
	未設置	乳児	7,470	5,600	3,730	1,860	
		1, 2歳児	4,700	3,520	2,350	1,170	
		3歳児	2,750	2,060	1,370	680	
		4歳以上児	2,480	1,860	1,240	620	
	21人から30人まで	設置	乳児	7,530	5,650	3,760	1,880
			1, 2歳児	4,750	3,560	2,370	1,180
		3歳児	2,800	2,100	1,390	690	
		4歳以上児	2,530	1,900	1,260	630	
未設置	乳児	6,870	5,150	3,430	1,710		
	1, 2歳児	4,090	3,060	2,040	1,010		
	3歳児	2,140	1,600	1,060	520		
	4歳以上児	1,870	1,400	930	460		
31人から40人まで	設置	乳児	7,060	5,290	3,520	1,750	
		1, 2歳児	4,290	3,210	2,140	1,060	
	3歳児	2,340	1,750	1,160	570		
	4歳以上児	2,070	1,550	1,030	510		
未設置	乳児	6,560	4,920	3,270	1,630		
	1, 2歳児	3,790	2,840	1,890	940		
	3歳児	1,840	1,380	910	450		
	4歳以上児	1,570	1,180	780	390		
41人から50人まで	設置	乳児	6,970	5,220	3,480	1,730	
		1, 2歳児	4,200	3,140	2,100	1,040	
	3歳児	2,250	1,680	1,120	550		
	4歳以上児	1,980	1,480	990	490		
未設置	乳児	6,570	4,930	3,280	1,630		
	1, 2歳児	3,800	2,850	1,900	940		
	3歳児	1,850	1,390	920	450		
	4歳以上児	1,580	1,190	790	390		
51人から60人まで	設置	乳児	6,730	5,040	3,360	1,670	
		1, 2歳児	3,960	2,960	1,980	980	
	3歳児	2,010	1,500	1,000	490		
	4歳以上児	1,740	1,300	870	430		
未設置	乳児	6,400	4,800	3,190	1,590		
	1, 2歳児	3,630	2,720	1,810	900		
	3歳児	1,680	1,260	830	410		
	4歳以上児	1,410	1,060	700	350		
61人から70人まで	設置	乳児	6,560	4,920	3,270	1,630	
		1, 2歳児	3,790	2,840	1,890	940	
	3歳児	1,840	1,380	910	450		
	4歳以上児	1,570	1,180	780	390		
未設置	乳児	6,280	4,700	3,130	1,560		
	1, 2歳児	3,510	2,620	1,750	870		
	3歳児	1,560	1,160	770	380		
	4歳以上児	1,290	960	640	320		
71人から80人まで	設置	乳児	6,430	4,820	3,210	1,600	
		1, 2歳児	3,660	2,740	1,830	910	
	3歳児	1,710	1,280	850	420		
	4歳以上児	1,440	1,080	720	360		
未設置	乳児	6,190	4,640	3,090	1,540		
	1, 2歳児	3,420	2,560	1,710	850		
	3歳児	1,470	1,100	730	360		
	4歳以上児	1,200	900	600	300		
81人から90人まで	設置	乳児	6,330	4,750	3,160	1,570	
		1, 2歳児	3,560	2,670	1,780	880	
	3歳児	1,610	1,210	800	390		
	4歳以上児	1,340	1,010	670	330		
未設置	乳児	6,110	4,580	3,050	1,520		
	1, 2歳児	3,340	2,500	1,670	830		
	3歳児	1,390	1,040	690	340		
	4歳以上児	1,120	840	560	280		

その保育所の月末日の定員区分	その保育所の長が月末日において設置又は未設置（欠員・無給）の区分	月初日の入所児童の年齢区分	事業費単価			
			4.0%加算分	3.0%加算分	2.0%加算分	1.0%加算分
91人から100人まで	設置	乳児	6,140	4,600	3,060	1,520
		1, 2歳児	3,370	2,520	1,680	830
	3歳児	1,420	1,060	700	340	
	4歳以上児	1,150	860	570	280	
未設置	乳児	5,940	4,450	2,960	1,470	
	1, 2歳児	3,170	2,370	1,580	780	
	3歳児	1,220	910	600	290	
	4歳以上児	950	710	470	230	
101人から110人まで	設置	乳児	6,080	4,560	3,030	1,510
		1, 2歳児	3,310	2,480	1,650	820
	3歳児	1,360	1,020	670	330	
	4歳以上児	1,090	820	540	270	
未設置	乳児	5,900	4,420	2,940	1,460	
	1, 2歳児	3,130	2,340	1,560	770	
	3歳児	1,180	880	580	280	
	4歳以上児	910	680	450	220	
111人から120人まで	設置	乳児	6,040	4,530	3,010	1,500
		1, 2歳児	3,270	2,450	1,630	810
	3歳児	1,320	990	650	320	
	4歳以上児	1,050	790	520	260	
未設置	乳児	5,870	4,400	2,930	1,460	
	1, 2歳児	3,100	2,320	1,550	770	
	3歳児	1,150	860	570	280	
	4歳以上児	880	660	440	220	
121人から130人まで	設置	乳児	6,000	4,500	2,990	1,490
		1, 2歳児	3,230	2,420	1,610	800
	3歳児	1,280	960	630	310	
	4歳以上児	1,010	760	500	250	
未設置	乳児	5,850	4,380	2,920	1,450	
	1, 2歳児	3,080	2,300	1,540	760	
	3歳児	1,130	840	560	270	
	4歳以上児	860	640	430	210	
131人から140人まで	設置	乳児	5,970	4,470	2,980	1,480
		1, 2歳児	3,200	2,390	1,600	790
	3歳児	1,250	930	620	300	
	4歳以上児	980	730	490	240	
未設置	乳児	5,830	4,370	2,910	1,450	
	1, 2歳児	3,060	2,290	1,530	760	
	3歳児	1,110	830	550	270	
	4歳以上児	840	630	420	210	
141人から150人まで	設置	乳児	5,940	4,450	2,960	1,470
		1, 2歳児	3,170	2,370	1,580	780
	3歳児	1,220	910	600	290	
	4歳以上児	950	710	470	230	
未設置	乳児	5,810	4,350	2,900	1,440	
	1, 2歳児	3,040	2,270	1,520	750	
	3歳児	1,090	810	540	260	
	4歳以上児	820	610	410	200	
151人から160人まで	設置	乳児	5,950	4,460	2,970	1,480
		1, 2歳児	3,180	2,380	1,590	790
	3歳児	1,230	920	610	300	
	4歳以上児	960	720	480	240	
未設置	乳児	5,830	4,370	2,910	1,450	
	1, 2歳児	3,060	2,290	1,530	760	
	3歳児	1,110	830	550	270	
	4歳以上児	840	630	420	210	
161人から170人まで	設置	乳児	5,930	4,440	2,960	1,470
		1, 2歳児	3,160	2,360	1,580	780
	3歳児	1,210	900	600	290	
	4歳以上児	940	700	470	230	
未設置	乳児	5,810	4,350	2,900	1,440	
	1, 2歳児	3,040	2,270	1,520	750	
	3歳児	1,090	810	540	260	
	4歳以上児	820	610	410	200	
171人以上	設置	乳児	5,910	4,430	2,950	1,470
		1, 2歳児	3,140	2,350	1,570	780
	3歳児	1,190	890	590	290	
	4歳以上児	920	690	460	230	
未設置	乳児	5,800	4,340	2,890	1,440	
	1, 2歳児	3,030	2,260	1,510	750	
	3歳児	1,080	800	530	260	
	4歳以上児	810	600	400	200	

その保育所の所在する地域区分	その保育所の月末日の定員区分	その保育所の長が月末日において設置又は未設置（欠員・無給）の区分	月初日の入所児童の年齢区分	事業費単価			
				4.0%加算分	3.0%加算分	2.0%加算分	1.0%加算分
12/100地域	20人まで	設置	乳児	8,280	6,210	4,140	2,070
			1, 2歳児	5,560	4,170	2,780	1,390
			3歳児	3,670	2,750	1,830	910
			4歳以上児	3,400	2,550	1,700	850
	未設置	乳児	7,310	5,480	3,650	1,820	
		1, 2歳児	4,590	3,440	2,290	1,140	
		3歳児	2,700	2,020	1,340	660	
		4歳以上児	2,430	1,820	1,210	600	
	21人から30人まで	設置	乳児	7,350	5,510	3,670	1,830
			1, 2歳児	4,640	3,470	2,310	1,150
			3歳児	2,740	2,050	1,360	670
			4歳以上児	2,470	1,850	1,230	610
	未設置	乳児	6,710	5,030	3,350	1,670	
		1, 2歳児	4,000	2,990	1,990	990	
		3歳児	2,100	1,570	1,040	510	
		4歳以上児	1,830	1,370	910	450	
	31人から40人まで	設置	乳児	6,900	5,170	3,450	1,720
			1, 2歳児	4,180	3,130	2,090	1,040
			3歳児	2,290	1,710	1,140	560
			4歳以上児	2,020	1,510	1,010	500
	未設置	乳児	6,420	4,810	3,210	1,600	
		1, 2歳児	3,700	2,770	1,850	920	
		3歳児	1,810	1,350	900	440	
		4歳以上児	1,540	1,150	770	380	
41人から50人まで	設置	乳児	6,820	5,110	3,410	1,700	
		1, 2歳児	4,100	3,070	2,050	1,020	
		3歳児	2,210	1,650	1,100	540	
		4歳以上児	1,940	1,450	970	480	
未設置	乳児	6,430	4,820	3,210	1,600		
	1, 2歳児	3,710	2,780	1,850	920		
	3歳児	1,820	1,360	900	440		
	4歳以上児	1,550	1,160	770	380		
51人から60人まで	設置	乳児	6,580	4,930	3,290	1,640	
		1, 2歳児	3,860	2,890	1,930	960	
		3歳児	1,970	1,470	980	480	
		4歳以上児	1,700	1,270	850	420	
未設置	乳児	6,260	4,690	3,130	1,560		
	1, 2歳児	3,540	2,650	1,770	880		
	3歳児	1,650	1,230	820	400		
	4歳以上児	1,380	1,030	690	340		
61人から70人まで	設置	乳児	6,410	4,810	3,200	1,600	
		1, 2歳児	3,690	2,770	1,840	920	
		3歳児	1,800	1,350	890	440	
		4歳以上児	1,530	1,150	760	380	
未設置	乳児	6,140	4,600	3,070	1,530		
	1, 2歳児	3,420	2,560	1,710	850		
	3歳児	1,530	1,140	760	370		
	4歳以上児	1,260	940	630	310		
71人から80人まで	設置	乳児	6,290	4,720	3,140	1,570	
		1, 2歳児	3,570	2,680	1,780	890	
		3歳児	1,680	1,260	830	410	
		4歳以上児	1,410	1,060	700	350	
未設置	乳児	6,050	4,540	3,020	1,510		
	1, 2歳児	3,330	2,500	1,660	830		
	3歳児	1,440	1,080	710	350		
	4歳以上児	1,170	880	580	290		
81人から90人まで	設置	乳児	6,190	4,640	3,090	1,540	
		1, 2歳児	3,470	2,600	1,730	860	
		3歳児	1,580	1,180	780	380	
		4歳以上児	1,310	980	650	320	
未設置	乳児	5,980	4,480	2,990	1,490		
	1, 2歳児	3,260	2,440	1,630	810		
	3歳児	1,370	1,020	680	330		
	4歳以上児	1,100	820	550	270		

その保育所の月末日の定員区分	その保育所の長が月末日において設置又は未設置（欠員・無給）の区分	月初日の入所児童の年齢区分	事業費単価			
			4.0%加算分	3.0%加算分	2.0%加算分	1.0%加算分
91人から100人まで	設置	乳児	6,000	4,500	3,000	1,500
		1, 2歳児	3,280	2,460	1,640	820
		3歳児	1,390	1,040	690	340
		4歳以上児	1,120	840	560	280
未設置	乳児	5,810	4,360	2,900	1,450	
	1, 2歳児	3,090	2,320	1,540	770	
	3歳児	1,200	900	590	290	
	4歳以上児	930	700	460	230	
101人から110人まで	設置	乳児	5,950	4,460	2,970	1,480
		1, 2歳児	3,230	2,420	1,610	800
		3歳児	1,340	1,000	660	320
		4歳以上児	1,070	800	530	260
未設置	乳児	5,770	4,330	2,880	1,440	
	1, 2歳児	3,050	2,290	1,520	760	
	3歳児	1,160	870	570	280	
	4歳以上児	890	670	440	220	
111人から120人まで	設置	乳児	5,910	4,430	2,950	1,470
		1, 2歳児	3,190	2,390	1,590	790
		3歳児	1,300	970	640	310
		4歳以上児	1,030	770	510	250
未設置	乳児	5,740	4,310	2,870	1,430	
	1, 2歳児	3,020	2,270	1,510	750	
	3歳児	1,130	850	560	270	
	4歳以上児	860	650	430	210	
121人から130人まで	設置	乳児	5,870	4,400	2,930	1,460
		1, 2歳児	3,150	2,360	1,570	780
		3歳児	1,260	940	620	300
		4歳以上児	990	740	490	240
未設置	乳児	5,720	4,290	2,860	1,430	
	1, 2歳児	3,000	2,250	1,500	750	
	3歳児	1,110	830	550	270	
	4歳以上児	840	630	420	210	
131人から140人まで	設置	乳児	5,840	4,380	2,920	1,460
		1, 2歳児	3,120	2,340	1,560	780
		3歳児	1,230	920	610	300
		4歳以上児	960	720	480	240
未設置	乳児	5,700	4,270	2,850	1,420	
	1, 2歳児	2,980	2,230	1,490	740	
	3歳児	1,090	810	540	260	
	4歳以上児	820	610	410	200	
141人から150人まで	設置	乳児	5,810	4,360	2,900	1,450
		1, 2歳児	3,090	2,320	1,540	770
		3歳児	1,200	900	590	290
		4歳以上児	930	700	460	230
未設置	乳児	5,680	4,260	2,840	1,420	
	1, 2歳児	2,960	2,220	1,480	740	
	3歳児	1,070	800	530	260	
	4歳以上児	800	600	400	200	
151人から160人まで	設置	乳児	5,820	4,360	2,910	1,450
		1, 2歳児	3,100	2,320	1,550	770
		3歳児	1,210	900	600	290
		4歳以上児	940	700	470	230
未設置	乳児	5,700	4,270	2,850	1,420	
	1, 2歳児	2,980	2,230	1,490	740	
	3歳児	1,090	810	540	260	
	4歳以上児	820	610	410	200	
161人から170人まで	設置	乳児	5,800	4,350	2,900	1,450
		1, 2歳児	3,080	2,310	1,540	770
		3歳児	1,190	890	590	290
		4歳以上児	920	690	460	230
未設置	乳児	5,680	4,260	2,840	1,420	
	1, 2歳児	2,960	2,220	1,480	740	
	3歳児	1,070	800	530	260	
	4歳以上児	800	600	400	200	
171人以上	設置	乳児	5,780	4,330	2,890	1,440
		1, 2歳児	3,060	2,290	1,530	760
		3歳児	1,170	870	580	280
		4歳以上児	900	670	450	220
未設置	乳児	5,670	4,250	2,830	1,410	
	1, 2歳児	2,950	2,210	1,470	730	
	3歳児	1,060	790	520	250	
	4歳以上児	790	590	390	190	

その保育所の所在する地域区分	その保育所の月末日の定員区分	その保育所の長が月末日において設置又は未設置（欠員・無給）の区分	月初日の入所児童の年齢区分	事業費単価			
				4.0%加算分	3.0%加算分	2.0%加算分	1.0%加算分
10/100地域	20人まで	設置	乳児	8,140	6,110	4,070	2,030
			1, 2歳児	5,470	4,110	2,730	1,360
			3歳児	3,600	2,710	1,800	890
			4歳以上児	3,340	2,510	1,670	830
	未設置	乳児	7,200	5,400	3,600	1,800	
		1, 2歳児	4,530	3,400	2,260	1,130	
		3歳児	2,660	2,000	1,330	660	
		4歳以上児	2,400	1,800	1,200	600	
	21人から30人まで	設置	乳児	7,240	5,430	3,620	1,810
			1, 2歳児	4,570	3,430	2,280	1,140
			3歳児	2,700	2,030	1,350	670
			4歳以上児	2,440	1,830	1,220	610
	未設置	乳児	6,610	4,950	3,300	1,650	
		1, 2歳児	3,940	2,950	1,960	980	
		3歳児	2,070	1,550	1,030	510	
		4歳以上児	1,810	1,350	900	450	
	31人から40人まで	設置	乳児	6,790	5,090	3,390	1,690
			1, 2歳児	4,120	3,090	2,050	1,020
			3歳児	2,250	1,690	1,120	550
			4歳以上児	1,990	1,490	990	490
	未設置	乳児	6,320	4,740	3,160	1,580	
		1, 2歳児	3,650	2,740	1,820	910	
		3歳児	1,780	1,340	890	440	
		4歳以上児	1,520	1,140	760	380	
41人から50人まで	設置	乳児	6,710	5,030	3,350	1,670	
		1, 2歳児	4,040	3,030	2,010	1,000	
		3歳児	2,170	1,630	1,080	530	
		4歳以上児	1,910	1,430	950	470	
未設置	乳児	6,330	4,740	3,160	1,580		
	1, 2歳児	3,660	2,740	1,820	910		
	3歳児	1,790	1,340	890	440		
	4歳以上児	1,530	1,140	760	380		
51人から60人まで	設置	乳児	6,470	4,850	3,230	1,610	
		1, 2歳児	3,800	2,850	1,890	940	
		3歳児	1,930	1,450	960	470	
		4歳以上児	1,670	1,250	830	410	
未設置	乳児	6,160	4,620	3,080	1,540		
	1, 2歳児	3,490	2,620	1,740	870		
	3歳児	1,620	1,220	810	400		
	4歳以上児	1,360	1,020	680	340		
61人から70人まで	設置	乳児	6,310	4,730	3,150	1,570	
		1, 2歳児	3,640	2,730	1,810	900	
		3歳児	1,770	1,330	880	430	
		4歳以上児	1,510	1,130	750	370	
未設置	乳児	6,040	4,530	3,020	1,510		
	1, 2歳児	3,370	2,530	1,680	840		
	3歳児	1,500	1,130	750	370		
	4歳以上児	1,240	930	620	310		
71人から80人まで	設置	乳児	6,190	4,640	3,090	1,540	
		1, 2歳児	3,520	2,640	1,750	870	
		3歳児	1,650	1,240	820	400	
		4歳以上児	1,390	1,040	690	340	
未設置	乳児	5,950	4,460	2,970	1,480		
	1, 2歳児	3,280	2,460	1,630	810		
	3歳児	1,410	1,060	700	340		
	4歳以上児	1,150	860	570	280		
81人から90人まで	設置	乳児	6,090	4,570	3,040	1,520	
		1, 2歳児	3,420	2,570	1,700	850	
		3歳児	1,550	1,170	770	380	
		4歳以上児	1,290	970	640	320	
未設置	乳児	5,880	4,410	2,940	1,470		
	1, 2歳児	3,210	2,410	1,600	800		
	3歳児	1,340	1,010	670	330		
	4歳以上児	1,080	810	540	270		

その保育所の月末日の定員区分	その保育所の長が月末日において設置又は未設置（欠員・無給）の区分	月初日の入所児童の年齢区分	事業費単価			
			4.0%加算分	3.0%加算分	2.0%加算分	1.0%加算分
91人から100人まで	設置	乳児	5,900	4,430	2,950	1,470
		1, 2歳児	3,230	2,430	1,610	800
		3歳児	1,360	1,030	680	330
		4歳以上児	1,100	830	550	270
未設置	乳児	5,720	4,290	2,860	1,430	
	1, 2歳児	3,050	2,290	1,520	760	
	3歳児	1,180	890	590	290	
	4歳以上児	920	690	460	230	
101人から110人まで	設置	乳児	5,850	4,390	2,920	1,460
		1, 2歳児	3,180	2,390	1,580	790
		3歳児	1,310	990	650	320
		4歳以上児	1,050	790	520	260
未設置	乳児	5,680	4,260	2,840	1,420	
	1, 2歳児	3,010	2,260	1,500	750	
	3歳児	1,140	860	570	280	
	4歳以上児	880	660	440	220	
111人から120人まで	設置	乳児	5,810	4,360	2,900	1,450
		1, 2歳児	3,140	2,360	1,560	780
		3歳児	1,270	960	630	310
		4歳以上児	1,010	760	500	250
未設置	乳児	5,650	4,240	2,820	1,410	
	1, 2歳児	2,980	2,240	1,480	740	
	3歳児	1,110	840	550	270	
	4歳以上児	850	640	420	210	
121人から130人まで	設置	乳児	5,770	4,330	2,880	1,440
		1, 2歳児	3,100	2,330	1,540	770
		3歳児	1,230	930	610	300
		4歳以上児	970	730	480	240
未設置	乳児	5,630	4,220	2,810	1,400	
	1, 2歳児	2,960	2,220	1,470	730	
	3歳児	1,090	820	540	260	
	4歳以上児	830	620	410	200	
131人から140人まで	設置	乳児	5,740	4,310	2,870	1,430
		1, 2歳児	3,070	2,310	1,530	760
		3歳児	1,200	910	600	290
		4歳以上児	940	710	470	230
未設置	乳児	5,610	4,200	2,800	1,400	
	1, 2歳児	2,940	2,200	1,460	730	
	3歳児	1,070	800	530	260	
	4歳以上児	810	600	400	200	
141人から150人まで	設置	乳児	5,720	4,290	2,860	1,430
		1, 2歳児	3,050	2,290	1,520	760
		3歳児	1,180	890	590	290
		4歳以上児	920	690	460	230
未設置	乳児	5,590	4,190	2,790	1,390	
	1, 2歳児	2,920	2,190	1,450	720	
	3歳児	1,050	790	520	250	
	4歳以上児	790	590	390	190	
151人から160人まで	設置	乳児	5,730	4,290	2,860	1,430
		1, 2歳児	3,060	2,290	1,520	760
		3歳児	1,190	890	590	290
		4歳以上児	930	690	460	230
未設置	乳児	5,610	4,200	2,800	1,400	
	1, 2歳児	2,940	2,200	1,460	730	
	3歳児	1,070	800	530	260	
	4歳以上児	810	600	400	200	
161人から170人まで	設置	乳児	5,700	4,280	2,850	1,420
		1, 2歳児	3,030	2,280	1,510	750
		3歳児	1,160	880	580	280
		4歳以上児	900	680	450	220
未設置	乳児	5,590	4,190	2,790	1,390	
	1, 2歳児	2,920	2,190	1,450	720	
	3歳児	1,050	790	520	250	
	4歳以上児	790	590	390	190	
171人以上	設置	乳児	5,680	4,260	2,840	1,420
		1, 2歳児	3,010	2,260	1,500	750
		3歳児	1,140	860	570	280
		4歳以上児	880	660	440	220
未設置	乳児	5,580	4,180	2,790	1,390	
	1, 2歳児	2,910	2,180	1,450	720	
	3歳児	1,040	780	520	250	
	4歳以上児	780	580	390	190	

その保育所の所在する地域区分	その保育所の月末日の定員区分	その保育所の長が月末日において設置又は未設置（欠員・無給）の区分	月初日の入所児童の年齢区分	事業費単価			
				4.0%加算分	3.0%加算分	2.0%加算分	1.0%加算分
8/100地域	20人まで	設置	乳児	8,010	6,010	4,000	2,000
			1, 2歳児	5,390	4,040	2,690	1,340
			3歳児	3,550	2,660	1,770	880
			4歳以上児	3,290	2,470	1,640	820
	未設置	乳児	7,080	5,310	3,540	1,770	
		1, 2歳児	4,460	3,340	2,230	1,110	
		3歳児	2,620	1,960	1,310	650	
		4歳以上児	2,360	1,770	1,180	590	
	21人から30人まで	設置	乳児	7,120	5,340	3,560	1,780
			1, 2歳児	4,500	3,370	2,250	1,120
			3歳児	2,660	1,990	1,330	660
			4歳以上児	2,400	1,800	1,200	600
	未設置	乳児	6,500	4,870	3,250	1,620	
		1, 2歳児	3,880	2,900	1,940	960	
		3歳児	2,040	1,520	1,020	500	
		4歳以上児	1,780	1,330	890	440	
	31人から40人まで	設置	乳児	6,680	5,010	3,340	1,670
			1, 2歳児	4,060	3,040	2,030	1,010
			3歳児	2,220	1,660	1,110	550
			4歳以上児	1,960	1,470	980	490
	未設置	乳児	6,210	4,660	3,100	1,550	
		1, 2歳児	3,590	2,690	1,790	890	
		3歳児	1,750	1,310	870	430	
		4歳以上児	1,490	1,120	740	370	
41人から50人まで	設置	乳児	6,600	4,950	3,300	1,650	
		1, 2歳児	3,980	2,980	1,990	990	
		3歳児	2,140	1,600	1,070	530	
		4歳以上児	1,880	1,410	940	470	
未設置	乳児	6,220	4,670	3,110	1,550		
	1, 2歳児	3,600	2,700	1,800	890		
	3歳児	1,760	1,320	880	430		
	4歳以上児	1,500	1,130	750	370		
51人から60人まで	設置	乳児	6,370	4,770	3,180	1,590	
		1, 2歳児	3,750	2,800	1,870	930	
		3歳児	1,910	1,420	950	470	
		4歳以上児	1,650	1,230	820	410	
未設置	乳児	6,060	4,540	3,030	1,510		
	1, 2歳児	3,440	2,570	1,720	850		
	3歳児	1,600	1,190	800	390		
	4歳以上児	1,340	1,000	670	330		
61人から70人まで	設置	乳児	6,210	4,650	3,100	1,550	
		1, 2歳児	3,590	2,680	1,790	890	
		3歳児	1,750	1,300	870	430	
		4歳以上児	1,490	1,110	740	370	
未設置	乳児	5,940	4,450	2,970	1,480		
	1, 2歳児	3,320	2,480	1,660	820		
	3歳児	1,480	1,100	740	360		
	4歳以上児	1,220	910	610	300		
71人から80人まで	設置	乳児	6,090	4,560	3,040	1,520	
		1, 2歳児	3,470	2,590	1,730	860	
		3歳児	1,630	1,210	810	400	
		4歳以上児	1,370	1,020	680	340	
未設置	乳児	5,850	4,390	2,920	1,460		
	1, 2歳児	3,230	2,420	1,610	800		
	3歳児	1,390	1,040	690	340		
	4歳以上児	1,130	850	560	280		
81人から90人まで	設置	乳児	5,990	4,490	2,990	1,490	
		1, 2歳児	3,370	2,520	1,680	830	
		3歳児	1,530	1,140	760	370	
		4歳以上児	1,270	950	630	310	
未設置	乳児	5,790	4,340	2,890	1,440		
	1, 2歳児	3,170	2,370	1,580	780		
	3歳児	1,330	990	660	320		
	4歳以上児	1,070	800	530	260		

その保育所の月末日の定員区分	その保育所の長が月末日において設置又は未設置（欠員・無給）の区分	月初日の入所児童の年齢区分	事業費単価			
			4.0%加算分	3.0%加算分	2.0%加算分	1.0%加算分
91人から100人まで	設置	乳児	5,810	4,350	2,900	1,450
		1, 2歳児	3,190	2,380	1,590	790
		3歳児	1,350	1,000	670	330
		4歳以上児	1,090	810	540	270
未設置	乳児	5,620	4,220	2,810	1,400	
	1, 2歳児	3,000	2,250	1,500	740	
	3歳児	1,160	870	580	280	
	4歳以上児	900	680	450	220	
101人から110人まで	設置	乳児	5,760	4,320	2,880	1,440
		1, 2歳児	3,140	2,350	1,570	780
		3歳児	1,300	970	650	320
		4歳以上児	1,040	780	520	260
未設置	乳児	5,590	4,190	2,790	1,390	
	1, 2歳児	2,970	2,220	1,480	730	
	3歳児	1,130	840	560	270	
	4歳以上児	870	650	430	210	
111人から120人まで	設置	乳児	5,710	4,280	2,850	1,420
		1, 2歳児	3,090	2,310	1,540	760
		3歳児	1,250	930	620	300
		4歳以上児	990	740	490	240
未設置	乳児	5,560	4,170	2,780	1,390	
	1, 2歳児	2,940	2,200	1,470	730	
	3歳児	1,100	820	550	270	
	4歳以上児	840	630	420	210	
121人から130人まで	設置	乳児	5,680	4,260	2,840	1,420
		1, 2歳児	3,060	2,290	1,530	760
		3歳児	1,220	910	610	300
		4歳以上児	960	720	480	240
未設置	乳児	5,540	4,150	2,770	1,380	
	1, 2歳児	2,920	2,180	1,460	720	
	3歳児	1,080	800	540	260	
	4歳以上児	820	610	410	200	
131人から140人まで	設置	乳児	5,650	4,230	2,820	1,410
		1, 2歳児	3,030	2,260	1,510	750
		3歳児	1,190	880	590	290
		4歳以上児	930	690	460	230
未設置	乳児	5,520	4,140	2,760	1,380	
	1, 2歳児	2,900	2,170	1,450	720	
	3歳児	1,060	790	530	260	
	4歳以上児	800	600	400	200	
141人から150人まで	設置	乳児	5,620	4,210	2,810	1,400
		1, 2歳児	3,000	2,240	1,500	740
		3歳児	1,160	860	580	280
		4歳以上児	900	670	450	220
未設置	乳児	5,500	4,120	2,750	1,370	
	1, 2歳児	2,880	2,150	1,440	710	
	3歳児	1,040	770	520	250	
	4歳以上児	780	580	390	190	
151人から160人まで	設置	乳児	5,630	4,220	2,810	1,400
		1, 2歳児	3,010	2,250	1,500	740
		3歳児	1,170	870	580	280
		4歳以上児	910	680	450	220
未設置	乳児	5,520	4,140	2,760	1,380	
	1, 2歳児	2,900	2,170	1,450	720	
	3歳児	1,060	790	530	260	
	4歳以上児	800	600	400	200	
161人から170人まで	設置	乳児	5,610	4,210	2,800	1,400
		1, 2歳児	2,990	2,240	1,490	740
		3歳児	1,150	860	570	280
		4歳以上児	890	670	440	220
未設置	乳児	5,500	4,120	2,750	1,370	
	1, 2歳児	2,880	2,150	1,440	710	
	3歳児	1,040	770	520	250	
	4歳以上児	780	580	390	190	
171人以上	設置	乳児	5,590	4,190	2,790	1,390
		1, 2歳児	2,970	2,220	1,480	730
		3歳児	1,130	840	560	270
		4歳以上児	870	650	430	210
未設置	乳児	5,490	4,110	2,740	1,370	
	1, 2歳児	2,870	2,140	1,430	710	
	3歳児	1,030	760	510	250	
	4歳以上児	770	570	380	190	



その保育所の所在する地域区分	その保育所の月末日の定員区分	その保育所の長が月末日において設置又は未設置（欠員・無給）の区分	月初日の入所児童の年齢区分	事業費単価			
				4.0%加算分	3.0%加算分	2.0%加算分	1.0%加算分
6/100地域	20人まで	設置	乳児	7,880	5,910	3,940	1,970
			1, 2歳児	5,300	3,970	2,650	1,320
			3歳児	3,490	2,620	1,740	870
			4歳以上児	3,240	2,430	1,620	810
	未設置	乳児	6,970	5,230	3,480	1,740	
		1, 2歳児	4,390	3,290	2,190	1,090	
		3歳児	2,580	1,940	1,280	640	
		4歳以上児	2,330	1,750	1,160	580	
	21人から30人まで	設置	乳児	7,010	5,250	3,500	1,750
			1, 2歳児	4,420	3,320	2,210	1,100
			3歳児	2,610	1,960	1,300	650
			4歳以上児	2,360	1,770	1,180	590
	未設置	乳児	6,400	4,790	3,190	1,590	
		1, 2歳児	3,810	2,860	1,900	940	
		3歳児	2,000	1,500	990	490	
		4歳以上児	1,750	1,310	870	430	
	31人から40人まで	設置	乳児	6,570	4,920	3,280	1,640
			1, 2歳児	3,990	2,980	1,990	990
			3歳児	2,180	1,630	1,080	540
			4歳以上児	1,930	1,440	960	480
	未設置	乳児	6,110	4,580	3,050	1,520	
		1, 2歳児	3,530	2,640	1,760	870	
		3歳児	1,720	1,290	850	420	
		4歳以上児	1,470	1,100	730	360	
41人から50人まで	設置	乳児	6,490	4,860	3,240	1,620	
		1, 2歳児	3,910	2,920	1,950	970	
		3歳児	2,100	1,570	1,040	520	
		4歳以上児	1,850	1,380	920	460	
未設置	乳児	6,120	4,590	3,060	1,530		
	1, 2歳児	3,540	2,650	1,770	880		
	3歳児	1,730	1,300	860	430		
	4歳以上児	1,480	1,110	740	370		
51人から60人まで	設置	乳児	6,260	4,690	3,130	1,560	
		1, 2歳児	3,680	2,750	1,840	910	
		3歳児	1,870	1,400	930	460	
		4歳以上児	1,620	1,210	810	400	
未設置	乳児	5,960	4,470	2,980	1,490		
	1, 2歳児	3,380	2,530	1,690	840		
	3歳児	1,570	1,180	780	390		
	4歳以上児	1,320	990	660	330		
61人から70人まで	設置	乳児	6,100	4,570	3,050	1,520	
		1, 2歳児	3,520	2,630	1,760	870	
		3歳児	1,710	1,280	850	420	
		4歳以上児	1,460	1,090	730	360	
未設置	乳児	5,840	4,380	2,920	1,460		
	1, 2歳児	3,260	2,440	1,630	810		
	3歳児	1,450	1,090	720	360		
	4歳以上児	1,200	900	600	300		
71人から80人まで	設置	乳児	5,980	4,490	2,990	1,490	
		1, 2歳児	3,400	2,550	1,700	840	
		3歳児	1,590	1,200	790	390	
		4歳以上児	1,340	1,010	670	330	
未設置	乳児	5,760	4,320	2,880	1,440		
	1, 2歳児	3,180	2,380	1,590	790		
	3歳児	1,370	1,030	680	340		
	4歳以上児	1,120	840	560	280		
81人から90人まで	設置	乳児	5,890	4,420	2,940	1,470	
		1, 2歳児	3,310	2,480	1,650	820	
		3歳児	1,500	1,130	740	370	
		4歳以上児	1,250	940	620	310	
未設置	乳児	5,690	4,270	2,840	1,420		
	1, 2歳児	3,110	2,330	1,550	770		
	3歳児	1,300	980	640	320		
	4歳以上児	1,050	790	520	260		

その保育所の月末日の定員区分	その保育所の長が月末日において設置又は未設置（欠員・無給）の区分	月初日の入所児童の年齢区分	事業費単価			
			4.0%加算分	3.0%加算分	2.0%加算分	1.0%加算分
91人から100人まで	設置	乳児	5,710	4,280	2,850	1,420
		1, 2歳児	3,130	2,340	1,560	770
		3歳児	1,320	990	650	320
		4歳以上児	1,070	800	530	260
未設置	乳児	5,530	4,150	2,760	1,380	
	1, 2歳児	2,950	2,210	1,470	730	
	3歳児	1,140	860	560	280	
	4歳以上児	890	670	440	220	
101人から110人まで	設置	乳児	5,660	4,240	2,830	1,410
		1, 2歳児	3,080	2,300	1,540	760
		3歳児	1,270	950	630	310
		4歳以上児	1,020	760	510	250
未設置	乳児	5,500	4,120	2,750	1,370	
	1, 2歳児	2,920	2,180	1,460	720	
	3歳児	1,110	830	550	270	
	4歳以上児	860	640	430	210	
111人から120人まで	設置	乳児	5,620	4,210	2,810	1,400
		1, 2歳児	3,040	2,270	1,520	750
		3歳児	1,230	920	610	300
		4歳以上児	980	730	490	240
未設置	乳児	5,470	4,100	2,730	1,360	
	1, 2歳児	2,890	2,160	1,440	710	
	3歳児	1,080	810	530	260	
	4歳以上児	830	620	410	200	
121人から130人まで	設置	乳児	5,580	4,190	2,790	1,390
		1, 2歳児	3,000	2,250	1,500	740
		3歳児	1,190	900	590	290
		4歳以上児	940	710	470	230
未設置	乳児	5,440	4,080	2,720	1,380	
	1, 2歳児	2,860	2,140	1,430	710	
	3歳児	1,050	790	520	260	
	4歳以上児	800	600	400	200	
131人から140人まで	設置	乳児	5,550	4,160	2,770	1,380
		1, 2歳児	2,970	2,220	1,480	730
		3歳児	1,160	870	570	280
		4歳以上児	910	680	450	220
未設置	乳児	5,420	4,070	2,710	1,350	
	1, 2歳児	2,840	2,130	1,420	700	
	3歳児	1,030	780	510	250	
	4歳以上児	780	590	390	190	
141人から150人まで	設置	乳児	5,530	4,140	2,760	1,380
		1, 2歳児	2,950	2,200	1,470	730
		3歳児	1,140	850	560	280
		4歳以上児	890	660	440	220
未設置	乳児	5,410	4,050	2,700	1,350	
	1, 2歳児	2,830	2,110	1,410	700	
	3歳児	1,020	760	500	250	
	4歳以上児	770	570	380	190	
151人から160人まで	設置	乳児	5,540	4,150	2,770	1,380
		1, 2歳児	2,960	2,210	1,480	730
		3歳児	1,150	860	570	280
		4歳以上児	900	670	450	220
未設置	乳児	5,420	4,070	2,710	1,350	
	1, 2歳児	2,840	2,130	1,420	700	
	3歳児	1,030	780	510	250	
	4歳以上児	780	590	390	190	
161人から170人まで	設置	乳児	5,520	4,140	2,760	1,380
		1, 2歳児	2,940	2,200	1,470	730
		3歳児	1,130	850	560	280
		4歳以上児	880	660	440	220
未設置	乳児	5,410	4,060	2,700	1,350	
	1, 2歳児	2,830	2,120	1,410	700	
	3歳児	1,020	770	500	250	
	4歳以上児	770	580	380	190	
171人以上	設置	乳児	5,500	4,120	2,750	1,370
		1, 2歳児	2,920	2,180	1,460	720
		3歳児	1,110	830	550	270
		4歳以上児	860	640	430	210
未設置	乳児	5,400	4,050	2,700	1,350	
	1, 2歳児	2,820	2,110	1,410	700	
	3歳児	1,010	760	500	250	
	4歳以上児	760	570	380	190	

その保育所の所在する地域区分	その保育所の月末日の定員区分	その保育所の長が月末日において設置又は未設置（欠員・無給）の区分	月初日の入所児童の年齢区分	事業費単価			
				4.0%加算分	3.0%加算分	2.0%加算分	1.0%加算分
3/100地域	20人まで	設置	乳児	7,700	5,760	3,840	1,920
			1, 2歳児	5,180	3,880	2,580	1,290
			3歳児	3,420	2,550	1,700	850
		4歳以上児	3,170	2,370	1,580	790	
		未設置	乳児	6,810	5,100	3,400	1,700
			1, 2歳児	4,290	3,220	2,140	1,070
	3歳児		2,530	1,890	1,260	630	
	4歳以上児	2,280	1,710	1,140	570		
	21人から30人まで	設置	乳児	6,840	5,130	3,410	1,700
			1, 2歳児	4,320	3,240	2,150	1,070
			3歳児	2,560	1,910	1,270	630
		4歳以上児	2,310	1,730	1,150	570	
		未設置	乳児	6,250	4,690	3,120	1,560
			1, 2歳児	3,730	2,800	1,860	930
	3歳児		1,970	1,470	980	490	
	4歳以上児	1,720	1,290	860	430		
	31人から40人まで	設置	乳児	6,410	4,800	3,200	1,600
			1, 2歳児	3,890	2,920	1,940	970
			3歳児	2,130	1,590	1,060	530
		4歳以上児	1,880	1,410	940	470	
		未設置	乳児	5,970	4,470	2,980	1,490
			1, 2歳児	3,450	2,590	1,720	860
	3歳児		1,690	1,260	840	420	
	4歳以上児	1,440	1,080	720	360		
41人から50人まで	設置	乳児	6,330	4,740	3,160	1,580	
		1, 2歳児	3,810	2,860	1,900	950	
		3歳児	2,050	1,530	1,020	510	
	4歳以上児	1,800	1,350	900	450		
	未設置	乳児	5,980	4,470	2,980	1,490	
		1, 2歳児	3,460	2,590	1,720	860	
3歳児		1,700	1,260	840	420		
4歳以上児	1,450	1,080	720	360			
51人から60人まで	設置	乳児	6,110	4,570	3,050	1,520	
		1, 2歳児	3,590	2,690	1,790	890	
		3歳児	1,830	1,360	910	450	
	4歳以上児	1,580	1,180	790	390		
	未設置	乳児	5,810	4,350	2,900	1,450	
		1, 2歳児	3,290	2,470	1,640	820	
3歳児		1,530	1,140	760	380		
4歳以上児	1,280	960	640	320			
61人から70人まで	設置	乳児	5,960	4,460	2,970	1,480	
		1, 2歳児	3,440	2,580	1,710	850	
		3歳児	1,680	1,250	830	410	
	4歳以上児	1,430	1,070	710	350		
	未設置	乳児	5,700	4,270	2,840	1,420	
		1, 2歳児	3,180	2,390	1,580	790	
3歳児		1,420	1,060	700	350		
4歳以上児	1,170	880	580	290			
71人から80人まで	設置	乳児	5,840	4,370	2,910	1,450	
		1, 2歳児	3,320	2,490	1,650	820	
		3歳児	1,560	1,160	770	380	
	4歳以上児	1,310	980	650	320		
	未設置	乳児	5,620	4,210	2,800	1,400	
		1, 2歳児	3,100	2,330	1,540	770	
3歳児		1,340	1,000	660	330		
4歳以上児	1,090	820	540	270			
81人から90人まで	設置	乳児	5,750	4,310	2,870	1,430	
		1, 2歳児	3,230	2,430	1,610	800	
		3歳児	1,470	1,100	730	360	
	4歳以上児	1,220	920	610	300		
	未設置	乳児	5,550	4,160	2,770	1,380	
		1, 2歳児	3,030	2,280	1,510	750	
3歳児		1,270	950	630	310		
4歳以上児	1,020	770	510	250			

その保育所の月末日の定員区分	その保育所の長が月末日において設置又は未設置（欠員・無給）の区分	月初日の入所児童の年齢区分	事業費単価			
			4.0%加算分	3.0%加算分	2.0%加算分	1.0%加算分
91人から100人まで	設置	乳児	5,580	4,170	2,780	1,390
		1, 2歳児	3,060	2,290	1,520	760
		3歳児	1,300	960	640	320
	4歳以上児	1,050	780	520	260	
	未設置	乳児	5,400	4,040	2,690	1,340
		1, 2歳児	2,880	2,160	1,430	710
3歳児		1,120	830	550	270	
4歳以上児	870	650	430	210		
101人から110人まで	設置	乳児	5,530	4,140	2,760	1,380
		1, 2歳児	3,010	2,260	1,500	750
		3歳児	1,250	930	620	310
	4歳以上児	1,000	750	500	250	
	未設置	乳児	5,370	4,020	2,680	1,340
		1, 2歳児	2,850	2,140	1,420	710
3歳児		1,090	810	540	270	
4歳以上児	840	630	420	210		
111人から120人まで	設置	乳児	5,490	4,110	2,740	1,370
		1, 2歳児	2,970	2,230	1,480	740
		3歳児	1,210	900	600	300
	4歳以上児	960	720	480	240	
	未設置	乳児	5,340	4,000	2,660	1,330
		1, 2歳児	2,820	2,120	1,400	700
3歳児		1,060	790	520	260	
4歳以上児	810	610	400	200		
121人から130人まで	設置	乳児	5,450	4,080	2,720	1,360
		1, 2歳児	2,930	2,200	1,460	730
		3歳児	1,170	870	580	290
	4歳以上児	920	690	460	230	
	未設置	乳児	5,310	3,980	2,650	1,320
		1, 2歳児	2,790	2,100	1,390	690
3歳児		1,030	770	510	250	
4歳以上児	780	590	390	190		
131人から140人まで	設置	乳児	5,420	4,060	2,700	1,350
		1, 2歳児	2,900	2,180	1,440	720
		3歳児	1,140	850	560	280
	4歳以上児	890	670	440	220	
	未設置	乳児	5,300	3,960	2,640	1,320
		1, 2歳児	2,780	2,080	1,380	690
3歳児		1,020	750	500	250	
4歳以上児	770	570	380	190		
141人から150人まで	設置	乳児	5,400	4,040	2,690	1,340
		1, 2歳児	2,880	2,160	1,430	710
		3歳児	1,120	830	550	270
	4歳以上児	870	650	430	210	
	未設置	乳児	5,280	3,950	2,630	1,310
		1, 2歳児	2,760	2,070	1,370	680
3歳児		1,000	740	490	240	
4歳以上児	750	560	370	180		
151人から160人まで	設置	乳児	5,410	4,050	2,700	1,350
		1, 2歳児	2,890	2,170	1,440	720
		3歳児	1,130	840	560	280
	4歳以上児	880	660	440	220	
	未設置	乳児	5,300	3,960	2,640	1,320
		1, 2歳児	2,780	2,080	1,380	690
3歳児		1,020	750	500	250	
4歳以上児	770	570	380	190		
161人から170人まで	設置	乳児	5,390	4,030	2,690	1,340
		1, 2歳児	2,870	2,150	1,430	710
		3歳児	1,110	820	550	270
	4歳以上児	860	640	430	210	
	未設置	乳児	5,280	3,950	2,630	1,310
		1, 2歳児	2,760	2,070	1,370	680
3歳児		1,000	740	490	240	
4歳以上児	750	560	370	180		
171人以上	設置	乳児	5,370	4,020	2,680	1,340
		1, 2歳児	2,850	2,140	1,420	710
		3歳児	1,090	810	540	270
	4歳以上児	840	630	420	210	
	未設置	乳児	5,270	3,940	2,630	1,310
		1, 2歳児	2,750	2,060	1,370	680
3歳児		990	730	490	240	
4歳以上児	740	550	370	180		

その保育所の所在地区分	その保育所の月齢区分	その保育所の長が月齢区分において設置又は未設置（欠員・無給）の区分	月齢区分の年齢区分	事業費単価			
				4.0%加算分	3.0%加算分	2.0%加算分	1.0%加算分
その他地域	20人まで	設置	乳児	7,500	5,630	3,740	1,870
			1, 2歳児	5,050	3,790	2,520	1,260
			3歳児	3,330	2,500	1,660	830
			4歳以上児	3,090	2,320	1,540	770
		未設置	乳児	6,640	4,980	3,310	1,650
			1, 2歳児	4,190	3,140	2,090	1,040
	3歳児		2,470	1,850	1,230	610	
	4歳以上児		2,230	1,670	1,110	550	
	21人から30人まで	設置	乳児	6,660	5,000	3,320	1,660
			1, 2歳児	4,210	3,160	2,100	1,050
			3歳児	2,490	1,870	1,240	620
			4歳以上児	2,250	1,690	1,120	560
		未設置	乳児	6,090	4,570	3,040	1,520
			1, 2歳児	3,640	2,730	1,820	910
	3歳児		1,920	1,440	960	480	
	4歳以上児		1,680	1,260	840	420	
	31人から40人まで	設置	乳児	6,240	4,680	3,110	1,550
			1, 2歳児	3,790	2,840	1,890	940
			3歳児	2,070	1,550	1,030	510
			4歳以上児	1,830	1,370	910	450
		未設置	乳児	5,810	4,360	2,900	1,450
			1, 2歳児	3,360	2,520	1,680	840
	3歳児		1,640	1,230	820	410	
	4歳以上児		1,400	1,050	700	350	
41人から50人まで	設置	乳児	6,170	4,630	3,080	1,540	
		1, 2歳児	3,720	2,790	1,860	930	
		3歳児	2,000	1,500	1,000	500	
		4歳以上児	1,760	1,320	880	440	
	未設置	乳児	5,820	4,370	2,900	1,450	
		1, 2歳児	3,370	2,530	1,680	840	
3歳児		1,650	1,240	820	410		
4歳以上児		1,410	1,060	700	350		
51人から60人まで	設置	乳児	5,950	4,460	2,970	1,480	
		1, 2歳児	3,500	2,620	1,750	870	
		3歳児	1,780	1,330	890	440	
		4歳以上児	1,540	1,150	770	380	
	未設置	乳児	5,660	4,250	2,820	1,410	
		1, 2歳児	3,210	2,410	1,600	800	
3歳児		1,490	1,120	740	370		
4歳以上児		1,250	940	620	310		
61人から70人まで	設置	乳児	5,800	4,350	2,890	1,440	
		1, 2歳児	3,350	2,510	1,670	830	
		3歳児	1,630	1,220	810	400	
		4歳以上児	1,390	1,040	690	340	
	未設置	乳児	5,550	4,170	2,770	1,380	
		1, 2歳児	3,100	2,330	1,550	770	
3歳児		1,380	1,040	690	340		
4歳以上児		1,140	860	570	280		
71人から80人まで	設置	乳児	5,690	4,270	2,840	1,420	
		1, 2歳児	3,240	2,430	1,620	810	
		3歳児	1,520	1,140	760	380	
		4歳以上児	1,280	960	640	320	
	未設置	乳児	5,470	4,110	2,730	1,360	
		1, 2歳児	3,020	2,270	1,510	750	
3歳児		1,300	980	650	320		
4歳以上児		1,060	800	530	260		
81人から90人まで	設置	乳児	5,600	4,200	2,790	1,390	
		1, 2歳児	3,150	2,360	1,570	780	
		3歳児	1,430	1,070	710	350	
		4歳以上児	1,190	890	590	290	
	未設置	乳児	5,410	4,060	2,700	1,350	
		1, 2歳児	2,960	2,220	1,480	740	
3歳児		1,240	930	620	310		
4歳以上児		1,000	750	500	250		

その保育所の月齢区分	その保育所の長が月齢区分において設置又は未設置（欠員・無給）の区分	月齢区分の年齢区分	事業費単価			
			4.0%加算分	3.0%加算分	2.0%加算分	1.0%加算分
91人から100人まで	設置	乳児	5,430	4,070	2,710	1,350
		1, 2歳児	2,980	2,230	1,490	740
		3歳児	1,260	940	630	310
		4歳以上児	1,020	760	510	250
	未設置	乳児	5,260	3,950	2,620	1,310
		1, 2歳児	2,810	2,110	1,400	700
		3歳児	1,090	820	540	270
		4歳以上児	850	640	420	210
101人から110人まで	設置	乳児	5,380	4,040	2,680	1,340
		1, 2歳児	2,930	2,200	1,460	730
		3歳児	1,210	910	600	300
		4歳以上児	970	730	480	240
	未設置	乳児	5,230	3,920	2,610	1,300
		1, 2歳児	2,780	2,080	1,390	690
		3歳児	1,060	790	530	260
		4歳以上児	820	610	410	200
111人から120人まで	設置	乳児	5,340	4,010	2,660	1,330
		1, 2歳児	2,890	2,170	1,440	720
		3歳児	1,170	880	580	290
		4歳以上児	930	700	460	230
	未設置	乳児	5,200	3,900	2,590	1,290
		1, 2歳児	2,750	2,060	1,370	680
		3歳児	1,030	770	510	250
		4歳以上児	790	590	390	190
121人から130人まで	設置	乳児	5,310	3,980	2,650	1,320
		1, 2歳児	2,860	2,140	1,430	710
		3歳児	1,140	850	570	280
		4歳以上児	900	670	450	220
	未設置	乳児	5,180	3,880	2,580	1,290
		1, 2歳児	2,730	2,040	1,360	680
		3歳児	1,010	750	500	250
		4歳以上児	770	570	380	190
131人から140人まで	設置	乳児	5,280	3,960	2,630	1,310
		1, 2歳児	2,830	2,120	1,410	700
		3歳児	1,110	830	550	270
		4歳以上児	870	650	430	210
	未設置	乳児	5,160	3,870	2,570	1,280
		1, 2歳児	2,710	2,030	1,350	670
		3歳児	990	740	490	240
		4歳以上児	750	560	370	180
141人から150人まで	設置	乳児	5,260	3,940	2,620	1,310
		1, 2歳児	2,810	2,100	1,400	700
		3歳児	1,090	810	540	270
		4歳以上児	850	630	420	210
	未設置	乳児	5,140	3,860	2,560	1,280
		1, 2歳児	2,690	2,020	1,340	670
		3歳児	970	730	480	240
		4歳以上児	730	550	360	180
151人から160人まで	設置	乳児	5,270	3,950	2,630	1,310
		1, 2歳児	2,820	2,110	1,410	700
		3歳児	1,100	820	550	270
		4歳以上児	860	640	430	210
	未設置	乳児	5,160	3,870	2,570	1,280
		1, 2歳児	2,710	2,030	1,350	670
		3歳児	990	740	490	240
		4歳以上児	750	560	370	180
161人から170人まで	設置	乳児	5,250	3,940	2,620	1,310
		1, 2歳児	2,800	2,100	1,400	700
		3歳児	1,080	810	540	270
		4歳以上児	840	630	420	210
	未設置	乳児	5,150	3,860	2,570	1,280
		1, 2歳児	2,700	2,020	1,350	670
		3歳児	980	730	490	240
		4歳以上児	740	550	370	180
171人以上	設置	乳児	5,230	3,920	2,610	1,300
		1, 2歳児	2,780	2,080	1,390	690
		3歳児	1,060	790	530	260
		4歳以上児	820	610	410	200
	未設置	乳児	5,130	3,850	2,560	1,280
		1, 2歳児	2,680	2,010	1,340	670
		3歳児	960	720	480	240
		4歳以上児	720	540	360	180

② 加算分事業費単価表

a 保育所事務職員雇上費の加算

定員区分	加算分事業費単価			
	4.0% 加算分	3.0% 加算分	2.0% 加算分	1.0% 加算分
～ 40人	円 40	円 30	円 20	円 10
41人～ 50人	30	20	10	0
51人～ 60人	30	20	10	0
61人～ 70人	20	10	10	0
71人～ 80人	20	10	10	0
81人～ 90人	20	10	10	0
91人～100人	10	10	0	0
101人～110人	10	10	0	0
111人～120人	10	10	0	0
121人～130人	10	10	0	0
131人～140人	10	0	0	0
141人～150人	10	0	0	0
151人～160人	10	0	0	0
161人～170人	10	0	0	0
171人～	10	0	0	0

b 主任保育士専任加算

定員区分	加算分事業費単価			
	4.0% 加算分	3.0% 加算分	2.0% 加算分	1.0% 加算分
～ 40人	円 240	円 180	円 120	円 60
41人～ 50人	190	140	90	40
51人～ 60人	160	120	80	40
61人～ 70人	130	100	60	30
71人～ 80人	120	90	60	30
81人～ 90人	100	80	50	20
91人～100人	90	70	40	20
101人～110人	80	60	40	20
111人～120人	80	60	40	20
121人～130人	70	50	30	10
131人～140人	60	50	30	10
141人～150人	60	40	30	10
151人～160人	60	40	30	10
161人～170人	50	40	20	10
171人～	50	40	20	10

c 夜間保育所加算

定員区分	加算分事業費単価			
	4.0% 加算分	3.0% 加算分	2.0% 加算分	1.0% 加算分
20人まで	円 360	円 270	円 180	円 90
21人～ 30人	240	180	120	60
31人～ 40人	180	130	90	40
41人～ 50人	140	110	70	30
51人～ 60人	120	90	60	30
61人～ 70人	100	70	50	20
71人～ 80人	90	60	40	20
81人～ 90人	80	60	40	20

備考

1. 事業費単価表の地域区分、定員区分、入所児童の年齢区分については、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について（昭和 51 年 4 月 16 日厚生省発児第 59 号の 2 厚生事務次官通知）（以下、「保育所運営費交付要綱」という。）によるものとする。
2. 所長の設置又は未設置の区分については、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行について」（昭和 51 年 4 月 16 日厚生省発児第 59 号の 5 厚生省児童家庭局長通知）（以下、「局長通知」という。）の第 1 の 2 によるものとする。
3. 事業費単価の加算区分の適用については、局長通知の第 1 の 3 により本事業を実施する年度における民間施設給与等改善費加算率の適用の基礎となる職員一人当たりの平均勤続年数に応じ、次に定める加算区分を適用すること。

職員一人当たりの 平均勤続年数	加算区分
0年	1%
1年	2%
2年	3%
3年	4%
4年	1%
5年	2%
6年	3%
7年	2%
8年	3%
9年	4%
10年以上	3%

4. 保育所運営費交付要綱により、保育所事務職員雇上費の加算、主任保育士の専任加算が適用されている場合は、加算分事業費単価表に定めるそれぞれの加算における「加算分事業費単価」を「事業費単価」に加算すること。
5. 夜間保育所の設置認可について（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）により夜間保育所加算分保育単価が適用されている場合は、夜間保育所加算における「加算分事業費単価」を「事業費単価」に加算すること。
6. 分園を設置する保育所については、「保育所分園の設置運営について」（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）の別紙保育所分園設置要綱の7における民間施設給与等改善費加算額の支弁の例により算定することとする（ただし、平成26年度途中で新たに分園を設置する場合には、実施要綱6（2）により算出すること。）。
7. 保育所運営費交付要綱第3の4に定める「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）の第1の2の（1）のただし書きの適用を受けた幼保連携型施設を構成する保育所については「幼保連携型施設を構成する保育所に適用する保育所単価等について」（平成21年7月9日雇児発0709第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）における民間施設給与等改善費加算額の支弁の例により算定することとする。

(別紙様式 1)

市町村名	
保育所名	

保育所職員処遇改善計画書 (平成 年度)

(1) 賃金改善について

①	交付見込額	円
②	賃金改善所要見込総額	円
③	賃金改善実施期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月

(2) 保育士に係る賃金改善について

①	賃金改善所要見込額	円
②	賃金改善を行う給与項目 (該当する項目に○印を付すこと。手当等については、具体的名称を記載すること。)	基本給、手当 ( )、賞与 (一時金)、その他 ( )
③	賃金改善を行う方法	(留意点) 一人当たりの賃金改善月額などについても可能な限り記載すること。なお、当該改善額は見込かつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み税引き前であるため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない。

(3) 保育士以外の職員に係る賃金改善について

①	賃金改善所要見込額	円
②	賃金改善を行う給与項目 (該当する項目に○印を付すこと。手当等については、具体的名称を記載すること。)	基本給、手当 ( )、賞与 (一時金)、その他 ( )
③	賃金改善を行う方法	(留意点) 一人当たりの賃金改善月額などについても可能な限り記載すること。なお、当該改善額は見込かつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み税引き前であるため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない。

上記については、全ての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

平成 年 月 日

事業者名  
代表者名

印

保育所職員処遇改善計画書 (内訳表)

番号	都道府県名	市区町村名	保育所名	算式による交付 (見込) 額 (円) (注 1)	配分調整後の交付 (見込) 額 (円) (注 2)
				合計額	合計額

注 1 : 4 の ( 3 ) の ② により算定された交付 (見込) 額

注 2 : 4 の ( 4 ) の ① による配分調整後の交付額 (見込) 額



(別紙様式2)

市町村名	
保育所名	

保育所職員処遇改善実績報告書（平成 年度）

(1) 処遇改善実績

①	交付総額		円
②	賃金改善実施期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	
③	賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を含む）（千円未満切り捨て）		円
	（再掲）法定福利費等の事業主負担増加額		円
④	賃金改善に使用しなかった交付額（返還額）（①-③）		円

(2) 保育士に係る処遇改善実績

ア 常勤職員

①	対象職員（実人員） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））		人
②	賃金改善を実施した職員（実人員） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））		人
③	対象職員（常勤換算数） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））		人
④	賃金改善を実施した職員（常勤換算数） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））		人
⑤	支給した賃金総額 （(1)の②の期間における総額）		円
⑥	職員一人当たりの賃金月額（千円未満切り捨て） （⑤÷③）		円
⑦	賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く） （(1)の②の期間における総額）		円
⑧	賃金改善の方法 改善した給与の項目	基本給、手当、賞与（一時金）、その他（ ）	
	賃金改善の具体的な方法		
⑨	一人当たりの賃金改善月額（千円未満切り捨て） （⑦÷③）		円

イ 非常勤職員

①	対象職員（実人員） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））		人
②	賃金改善を実施した職員（実人員） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））		人
③	対象職員（常勤換算数） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））		人
④	賃金改善を実施した職員（常勤換算数） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））		人
⑤	支給した賃金総額 （(1)の②の期間における総額）		円
⑥	職員一人当たりの賃金月額（千円未満切り捨て） （⑤÷③）		円
⑦	賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く） （(1)の②の期間における総額）		円
⑧	賃金改善の方法 改善した給与の項目	基本給、手当、賞与（一時金）、その他（ ）	
	賃金改善の具体的な方法		
⑨	一人当たりの賃金改善月額（千円未満切り捨て） （⑦÷③）		円

(3) 保育士以外の職員に係る処遇改善実績

①	対象職員（実人員） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））		人
②	賃金改善を実施した職員（実人員） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））		人
③	対象職員（常勤換算数） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））		人
④	賃金改善を実施した職員（常勤換算数） （(1)の②の期間における延べ人数（人月））		人
⑤	支給した賃金総額 （(1)の②の期間における総額）		円
⑥	職員一人当たりの賃金月額（一円未満切り捨て） （⑤÷③）		円
⑦	賃金改善に要した費用の総額（法定福利費等の事業主負担増加額を除く） （(1)の②の期間における総額）		円
⑧	賃金改善の方法 改善した給与の項目	基本給、手当、賞与（一時金）、その他（ ）	
	賃金改善の具体的な方法		
⑨	一人当たりの賃金改善月額（一円未満切り捨て） （⑦÷③）		円

上記について相違ないことを証明いたします。

平成 年 月 日

事業者名  
代表者名

印

## 保育体制強化事業実施要綱（案）

### 1 事業の目的

保育所入所待機児童解消のため、保育を支える保育士の確保は喫緊の課題である。地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（以下「保育支援者」という。）を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備することを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

### 3 事業の内容

都道府県又は市町村以外の者が設置する保育所に対し、保育支援者の配置に要する費用の一部を補助する。

### 4 実施要件及び対象者

- (1) 保育支援者は、保育士資格を有しない者で、次の業務を行うものとする。
  - ①保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
  - ②給食の配膳・あとかたづけ
  - ③寝具の用意・あとかたづけ
  - ④その他、保育士の負担軽減に資する業務
  
- (2) 保育支援者は、平成26年4月1日以降、新たに保育所に配置された者とする。
  
- (3) 本事業は、保育士の負担軽減を図ることを目的としているため、本事業を実施する保育所は、保育支援者を配置した月と前年同月における当該保育所の保育士数及び保育士以外の者（保育支援者は含まない）をそれぞれ

比較し、ともに同数以上であること。

ただし、前年同月の実績がない保育所は、保育支援者を配置した月と保育所開所月における当該保育所の保育士数及び保育士以外の者（保育支援者は含まない）をそれぞれ比較し、ともに同数以上であること。

## 5 留意事項

保育支援者の費用について、保育所運営費負担金やその他の補助事業により、その経費が交付される場合には、対象としないこと。

## 認可化移行総合支援事業実施要綱（案）

### 1 事業の目的

認可保育所又は認定こども園（以下「保育所等」という。）への移行を希望する認可外保育施設に対して、移行にあたって必要となる経費を補助することにより、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、「待機児童解消加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）に参加する市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

### 3 事業の内容

本事業は、認可外保育施設が保育所等への移行を目指すにあたって必要となる経費の支援を実施するものである。

#### （1）認可化移行可能性調査支援

保育所等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書作成に要する費用の一部を補助するもの。

#### （2）運営費支援

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下、「設備運営基準」という。）第32条及び第33条に規定する保育所に係る設備及び職員配置に関する基準を満たす認可外保育施設に対し、運営に要する費用の一部を補助するもの。

#### （3）認可化移行助言指導支援

保育所等への移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導するために要する費用の一部を補助するもの。

#### （4）移転費等支援

立地場所や敷地面積の制約上、現行の施設では施設設備面で保育所等の基準を満たすことができない認可外保育施設の移転に必要な費用の一部を補助するもの。

#### 4 事業者

事業者は、市町村又は市町村が適当と認める者とする。

#### 5 実施要件

##### (1) 認可化移行可能性調査支援

保育所等への移行を目指す認可外保育施設であること。

なお、計画書を作成してから5年以内に保育所等に移行するものとする。

##### (2) 運営費支援

###### ① 運営費支援（A型）

###### ア 対象児童

市町村が定める基準に基づく保育に欠ける児童であって、当該運営費支援の対象である施設に入所又は利用しているものとする。

###### イ 対象施設

(ア) 当該支援の対象となってから5年以内に保育所等への移行を希望している施設であること。

(イ) 施設の利用定員が、20人以上であること。

(ウ) 施設の設備は、当該支援の対象となってから5年以内に設備運営基準第32条を満たす見込みがあること。

(エ) 職員の配置は、設備運営基準第33条を満たすこと。

ただし、保育士資格を有する者が不足している等特段の理由がある市町村においては、同条第2項に規定する保育士数（以下「基準保育士数」という。）以上の保育従事者を配置しており、基準保育士数の1/3以上の保育士又は看護師を配置している施設については、事業開始後5年以内に当該施設が基準保育士数以上の保育士を配置することを条件に、本事業を実施することができる。

(オ) 本事業を実施する認可外保育施設は、事業開始後5年以内における保育所等への移行を計画した上で本事業を実施すること。計画に当たっては、「認可化移行可能性調査支援」を実施する等により、施設設備面での課題解決や保育士資格を有していない者に、指定保育士養成施設における受講によって保育士資格を取得させることによる保育士人材確保を図ること等を踏まえた認可化移行計画を策定し移行を図ること。

## ② 運営費支援（B型）

### ア 対象児童

市町村が定める基準に基づく保育に欠ける児童であって、当該運営費支援の対象である施設に入所又は利用しているものとする。

### イ 対象施設

(ア) 施設の利用定員が、20人以上であること。

(イ) 施設の設定備は、設備運営基準第32条を満たすこと。

(ウ) 職員の配置は、設備運営基準第33条を満たすこと。

ただし、保育士資格を有する者が不足している等特段の理由がある市町村においては、基準保育士数以上の保育従事者を配置しており、基準保育士数の半数以上の保育士を配置している施設については、子ども・子育て支援新制度施行の前までに当該施設が基準保育士数以上の保育士を配置することを条件に、本事業を実施することができる。

## (3) 認可化移行助言指導支援

保育所等への移行を目指す認可外保育施設であって、「認可化移行可能性調査支援」を実施する等により移行のための計画書を策定していること。

## (4) 移転費等支援

運営費支援（A型）の対象となる施設であって、「認可化移行可能性調査支援」を実施する等により、移行のためには、移転等が必要であるとされていること。

## 5 留意事項

### (1) 運営費支援（A型）

設備運営基準第32条又は第33条第2項の基準を満たしていない施設が当該支援の対象となってから5年以内に当該基準（子ども・子育て支援新制度施行後は、新制度において定める基準）を満たさなかった場合は、交付金の返還を命ずることができるものとする。

### (2) 運営費支援（B型）

① 平成25年度末までに加速化プランにより運営費支援の対象となっている施設を対象とする。

② 設備運営基準第33条第2項の基準を満たしていない施設に運営費支援を実施し、子ども・子育て支援新制度施行までに当該施設が基準を

満たさなかった場合は、条件違反として補助額の返還を命ずること。

- ③ 運営費支援（B型）を実施している施設が運営費支援（A型）に移行した場合は、運営費支援（A型）の条件によるものとする。
- ④ 当該支援を実施することにより、既存の施策として実施していた経費が削減される都道府県及び市町村においては、当該経費を保育所整備等の他の待機児童解消施策に充てること。



## 民有地マッチング事業実施要綱（案）

### 1 事業の目的

保育所整備等の促進のため、土地等所有者と保育所を運営する法人等のマッチングを行うための経費の補助を行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図る。

### 2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

### 3 事業の内容

土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地を募集し、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等を行う事業。

### 4 実施要件

(1) 保育所等の整備のために提供が可能な土地等について公募等により募集し、保育所等の実施に適切な場所（地域の保育等ニーズの状況、立地、土地の広さ、各種関係法令との整合性に問題がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。

(2) (1) で選定された保育所等整備候補物件において、保育所等の整備を希望する法人を公募等により募集し、事業実施に当たって適切な法人（過去の決算書、監査の結果に重大な指摘がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。

(3) 土地等所有者及び保育所整備法人等の公募に当たっては、公募条件やマッチング後の整備要件や手続き等について、予め周知しておくこと。

(4) 選定した土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングを行い、交渉可能な物件及び連絡先等について紹介をすること。

(5) 本事業の趣旨は、保育等の需要の多い地域及び利便性の高い地域での整備を推進する目的で、土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングを行うものであるため、両者の選定・交渉可能な相手の紹介後の具体の契約締結については、当事者間で実施することを原則とする。

## 5 留意事項

委託により事業を実施する場合は、適切な地域で保育所等の整備が行われるよう、市町村において地域の保育の需給状況を十分に把握した上で委託すること。

## 利用者支援事業実施要綱（案）

### 1 事業の目的

1人1人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。  
なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

### 3 事業の内容

子ども・子育て支援法第59条第1号に基づき、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業(以下「利用者支援事業」という。)

### 4 実施方法

#### (1) 実施場所

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できることが必要なことから、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設や市町村窓口などでの実施とする。

#### (2) 職員の配置

利用者支援事業に従事する者は、医療・教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に従事することができる資格を有している者や、地方自治体が実施する研修もしくは認定を受けた者のほか、育児・保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者であって、地域の子育て事情と

社会資源に精通した者をもって充てるものとし、1事業所1名以上の専任職員を配置するものとする。

なお、地域の実情により、事業に支障が生じない限りにおいて、専任職員以外にあっては、業務を補助する職員として配置しても差し支えないものとする。

### (3) 業務内容

以下の業務を実施するものとする。

- ① 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施することとする。
- ② 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めること。
- ③ 本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図るものとする。
- ④ その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行うものとする。

なお、上記「①」から「④」の業務実施を基本としつつ、「①」についてその一部を実施し、「②」について必ずしも実施しない類型も可とする。

### (4) 関係機関等との連携

実施主体（委託先を含む。以下同じ。）は、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している機関のほか、児童相談所、保健所といった地域における保健・医療・福祉の行政機関、児童委員、教育委員会、医療機関、学校、警察、特定非営利活動法人等の関係機関・団体等に対しても本事業の周知等を積極的に図るとともに、連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

## 5 留意事項

- (1) 事業に従事する者は、子どもの「最善の利益」を実現させる観点から、子ども及びその保護者等、または妊娠している方への対応に十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。  
さらに、このことにより、同じく守秘義務が課せられた地域子育て支援拠点や市町村の職員などと情報交換や共有し、連携を図ること。
- (2) 事業に従事する者は、4の(1)に定める実施場所の施設や市町村窓口などの担当者等と相互に協力し合うとともに、事業の円滑な実施のために一体的な運営体制を構築すること。
- (3) 実施主体は、事業に従事する者のための各種研修会、セミナー等への積極的な参加に努め、事業に従事する者の資質、技能等の維持向上を図ること。
- (4) 本事業の実施に当たり、児童虐待の疑いがあるケースが把握された場合には、福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員、その他の関係機関と連携し、早期対応が図られるよう努めなければならない。
- (5) 障害児等を養育する家庭からの相談等についても、福祉事務所、障害児施設等と連携し、適切な対応が図られるよう努めるものとする。
- (6) 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の選択については、利用者の判断によるものとする。
- (7) 市町村は、利用者支援事業を利用した者からの苦情等に関する相談窓口を設置するとともに、その連絡先についても周知すること。

## 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業実施要綱（案）

### 1 事業の目的

保育所の利用者が就学後も引き続き放課後児童健全育成事業を円滑に利用できるように、18時半を超えて事業を行う者に対して追加的な費用を補助することにより、保育所における開所時間との乖離を縮小を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

### 3 事業の内容

「子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業を定める内閣府令」（平成26年内閣府令第●号）第●号に基づき、保護者の利用意向を反映して開所時間を延長するほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第5号に基づく放課後児童健全育成事業を先行的に行う者に対して、当該事業に従事する者の賃金額の増加に必要な資金に充てるための費用の一部を補助する。

### 4 実施方法

(1) 本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、以下の内容により運営すること。

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業を実施する者であり、別に定める「放課後児童健全育成事業の国庫補助について（仮称）」（平成26年●月●日付け厚生労働事務次官通知）の別紙「放課後児童健全育成事業等補助金交付要綱」の●に基づく放課後児童健全育成事業【P】の国庫補助対象であること。
- ② 従事者が2名以上配置されていること。うち1名以上は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条

第2項に掲げる「児童の遊びを指導する者」の任用資格を有すること。

- ③ 平日につき、1日6時間を超えて、かつ、18時30分を超えて開所すること。
- ④ 長期休暇期間等につき、1日8時間以上開所すること。
- ⑤ 年間250日以上開所すること。
- ⑥ 開所時間を通じて専用で利用できる児童のための生活の場（専用室）を確保すること。

(2) 本事業の対象となる従事する者は、放課後児童クラブガイドライン（平成19年10月19日付け雇用均等・児童家庭局長通知）等に掲げる以下の業務・役割に関して、主担当として従事すること。

- ・子どもの生活の連続性を確保するため、下校時刻の確認、行事予定等の交換、子どもの病気や事故の際の連絡、校庭の利用などに関して、小学校と日常的な情報交換を行い、情報の共有を図ること。
- ・放課後児童健全育成事業を行う者と保護者が子どもの発達の状況や抱えている課題に共通理解を持つことができるよう、連絡帳、個人面談、保護者会 活動への参加等を通じて子どもの生活の様子を保護者に伝え、理解してもらうよう日常的な連絡・情報交換を行うこと。
- ・災害や不審者侵入などの非常時に対する日頃からの備えとして、防災・防犯対策に関する計画やマニュアルを策定し、警察・消防等の関係機関と情報の共有を図ること。また、自然災害発生時への対応に備えて、少なくとも毎月1回は避難訓練の実施を計画すること。
- ・子どもや保護者が要望を述べやすいよう、要望や苦情を受け付ける窓口を 設置し利用者に周知すること。また、要望や苦情への対応の手順や体制を 整備し、迅速な対応を図ること。
- ・児童虐待を早期に発見するため、子どもの心身の状態や親子関係・家族の態度について、きめ細かな観察を行うこと。また、児童虐待等への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図ること。

## 5 対象となる従事者の範囲等

- (1) 4(1)の要件を満たす放課後児童健全育成事業を行う者に従事する者（非常勤を含む。）であること。
- (2) 本事業により、実際に賃金の額を増加する従事者の範囲や賃金改善の具体的な内容については、実情に応じて各実施主体が決定すること。  
ただし、本事業の目的に鑑み、法人の経営に携わる役員など児童の処遇に直接従事しない者については、本事業の対象としないこと。
- (3) 本事業により、賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならないこと。  
ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により変動した場合については、この限りではない。

## 6 留意事項

- (1) 本事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づき実施する放課後児童健全育成事業と目的を異にするスポーツクラブや塾など、その他公共性に欠ける事業を実施するものについては対象としないこと。
- (2) 虚偽又は不正の手段により、本事業の補助を受けた場合には、既に補助された額の一部又は全部について返還を命ずること。

## 7 費用

- (1) 本事業を実施するために必要な経費について、保護者から徴収してはならないものとする。
- (2) 本事業は、従事者の賃金額の増加に必要な資金に充てるための費用について事業費を計上すること。

なお、放課後児童健全育成事業の運営に通常要する費用については、別に定める「放課後児童健全育成事業の国庫補助について（仮称）」（平成26年●月●日付け厚生労働事務次官通知）の別紙「放課後児童健全育成事業等補助金交付要綱」に基づき、別途交付申請すること。



## 地域子育て支援拠点事業実施要綱（案）

### 1 事業の目的

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

### 3 事業の内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

### 4 実施方法

#### ① 基本事業

次のア～エの取組を基本事業としてすべて実施すること。（ただし、②のキに定める小規模型指定施設を除く。）

ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

イ 子育て等に関する相談、援助の実施

ウ 地域の子育て関連情報の提供

エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

#### ② 一般型

ア 事業内容

常設の地域子育て支援拠点（以下「拠点施設」という。）を開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護

者) (以下「子育て親子」という。) を対象として①に定める基本事業を実施する。

#### イ 実施場所

- (ア) 公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科  
 医院等の医療施設などの子育て親子が集う場として適した場所。
- (イ) 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実  
 施すること。
- (ウ) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度  
 の広さを確保すること。

#### ウ 実施方法

- (ア) 原則として週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること。
- (イ) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識  
 と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。(非常勤職員で  
 も可。)
- (ウ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れ  
 て利用しても差し支えないような設備を有すること。

#### エ 地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための 取組

①に定める基本事業に加えて、市町村からの委託等により、子育て支援活動の展開を図ることを目的として、次の(ア)～(エ)に掲げる取組のいずれかを実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援を実施する場合について、拠点施設の業務を円滑に実施するため、当事業の別途加算の対象とする。

- (ア) 拠点施設の開設場所(近接施設を含む。)を活用した一時預かり事業(法第6条の3第7項に定める事業)またはこれに準じた事業の実施
- (イ) 拠点施設の開設場所(近接施設を含む。)を活用した放課後児童健全育成事業(法第6条の3第2項に定める事業)またはこれ

に準じた事業の実施

- (ウ) 拠点施設を拠点とした乳児家庭全戸訪問事業（法第6条の3第4項に定める事業）または養育支援訪問事業（法第6条の3第5項に定める事業）の実施
- (エ) その他、拠点施設を拠点とした市町村独自の子育て支援事業（未就学児をもつ家庭への訪問活動等）の実施

オ 出張ひろば

地域の実情や利用者のニーズにより、親子が集う場を常設することが困難な地域にあつては、次の(ア)～(ウ)に掲げる実施方法により、公共施設等を活用した出張ひろばを実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。

- (ア) 開設日数は、週1～2日、かつ1日5時間以上とすること。
- (イ) 一般型の職員が、必ず1名以上、出張ひろばの職員を兼務すること。
- (ウ) 実施場所は、地域の実情に応じて、開設後に変更することも差し支えないが、その場合には、子育て親子のニーズや利便性に十分配慮すること。

カ 地域支援

地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下に掲げるいずれかの取組を実施する場合に別途加算の対象とする。

ただし、「利用者支援事業の実施について」（平成〇年〇月〇日<発番>）に定める利用者支援事業を併せて実施する場合には、加算の対象としない。

- (ア) 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
- (イ) 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組
- (ウ) 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働に

よる地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組

- (エ) 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

キ 経過措置（小規模型指定施設）

(ア) 内容

従来の地域子育て支援センター（小規模型指定施設）（以下「指定施設」という。）については、以下の通り事業の対象とする。

(イ) 実施方法

- a 原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること。
- b 開設時間は、子育て親子が利用しやすい時間帯とするよう配慮すること。
- c 育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する専任の者を1名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）
- d 次の(a)～(c)の取組のうち2つ以上実施すること。

(a) 育児不安等についての相談指導

来所、電話及び家庭訪問など事前予約制の相談指導、指定施設内の交流スペースでの随時相談、公共的施設への出張相談など地域のニーズに応じた効果的な実施を工夫すること。

また、子育て親子の状況などに応じて適切な相談指導ができるよう実施計画を作成するとともに、定期又は随時の電話連絡などによりその家庭の状況などの把握に努め、児童虐待など指定施設単独での対応が困難な相談は、関係機関と連携を図り共通認識のもと適切な対応を図ること。

- (b) 子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援  
子育てサークル及び子育てボランティアの育成のため、定期的に講習会などの企画、運営を行うこと。また、子育てサークル及び子育てボランティアの活動状

況の把握に努め、効果的な活動ができるよう活動場所の提供、活動内容の支援に努めること。

(c) 地域の保育資源の情報提供、地域の保育資源との連携・協力体制の構築

ベビーシッターなど地域の保育資源の活動状況を把握し、子育て親子に対して様々な保育サービスに関する適切な情報の提供、紹介などを行うこと。また、地域の保育資源及び市町村と定期的に連絡を取り合うなど、連携・協力体制の確立に努めること。

(ウ) 保健相談

(イ)のd(a)の取組に加えて、実施可能な指定施設は、子育て親子の疾病の予防、健康の増進を図るため、看護師又は保健師等による保健相談を実施することとし、この場合において、週3回程度実施する場合については、別途加算の対象とする。

③ 連携型

ア 事業内容

効率的かつ効果的に地域の子育て支援のニーズに対応できるよう児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設（以下「連携施設」という。）において、①に掲げる基本事業を実施する。

イ 実施場所

(ア) 児童館・児童センターにおける既設の遊戯室、相談室等であって子育て親子が交流し、集う場として適した場所。

(イ) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

ウ 実施方法

(ア) 原則として週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。

(イ) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を1名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）ただし、連携施設のバックアップを受けることができる体

制を整えること。

- (ウ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

#### エ 地域の子育て力を高める取組

①に定める基本事業に加えて、地域の子育て力を高めることを目的として、中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組を実施する場合について、別途加算の対象とする。

ただし、「利用者支援事業の実施について」（平成〇年〇月〇日<発番>）に定める利用者支援事業を併せて実施する場合には、加算の対象としない。

## 5 留意事項

- (1) 事業に従事する者（学生等ボランティアを含む。）は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。
- (2) 実施主体（委託先を含む。）は、事業に従事する者の各種研修会、セミナー等への積極的な参加に努め、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図ること。
- (3) 近隣地域の拠点施設は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めるとともに、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健所、児童委員（主任児童委員）、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めること。

## 6 費用

事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとする。

## 一時預かり事業実施要綱（案）

### 1 事業の目的

保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。

こうした需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。  
なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

### 3 事業の内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

### 4 実施方法

#### (1) 一般型

##### ①実施場所

保育所、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など、一定の利用児童が見込まれる場所で実施すること。

##### ②設備基準及び保育の内容

児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。)第36条の35第1号、第3号及び第4号に定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守すること。

##### ③職員の配置

規則第 36 条の 35 第 2 号の規定に準じ、乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者（以下「保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士を 1 / 2 以上とすること。

当該保育従事者の数は 2 人を下ることはできないこと。ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該施設の職員（保育従事者とする。）の支援を受けられる場合には、規則第 36 条の 35 第 2 号の規定に基づき保育士 1 人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士 1 人とすることができること。

また、1 日当たり平均利用児童数が概ね 3 人以下の施設においては、「家庭的保育事業の実施について」（平成※年※月※日雇児発※第※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の第 6 の 1（1）イに定める者と同等の研修を終了した者を、保育士とみなすことができる。なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。

なお、1 日当たり平均利用児童数とは、年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数とすること。

#### ④研修

保育士以外の保育従事者の配置は、子育ての知識と経験及び熱意を有し、ガイドラインの別添 1 の 1 に定める基礎研修と同等の研修を終了した者とする。なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。

#### ⑤経過措置

平成 25 年度において、「平成 20 年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について」（平成 21 年 3 月 5 日 20 文科初第 1279 号雇児発第 0305005 号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「安心こども基金管理運営要領」の別添 6 の 10 一時預かり事業の 2（5）③に規定する地域密着Ⅱ型を実施している施設については、当分の間、本事業を実施することができる。

#### ⑥基幹型施設

土曜日、日曜日、国民の祝日等の開所及び 1 日 9 時間以上の開所を行う



施設について、基幹型施設とすることができる。

## (2) 余裕活用型

### ①実施場所

下記の施設等において実施すること。

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項に規定する認定こども園のうち、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分及び地方裁量型認定こども園の保育所機能部分

イ 法第39条第1項に規定する保育所

ウ 「小規模保育運営支援事業の実施について」（平成※年※月※日雇児発※第※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「小規模保育運営支援事業実施要綱」に規定する小規模保育

エ 「グループ型小規模保育事業の実施について」（平成※年※月※日雇児発※第※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「グループ型小規模保育事業実施要綱」に規定するグループ型小規模保育

オ 「家庭的保育事業の実施について」（平成※年※月※日雇児発※第※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業実施要綱」に規定する家庭的保育

### ②実施基準

実施場所の定員の範囲内において実施すること。

## 5 費用

本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができること。

## 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱（案）

### 1 事業の目的

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

### 3 事業の内容及び実施方法

#### (1) 基本事業

##### ① 事業内容

ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預かりの援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。）を設立して以下に掲げる事業を実施する。ただし、以下のうちア～ウの全ての事業を実施し、会員数50人以上のファミリー・サポート・センターとする。

ア 会員の募集、登録その他の会員組織業務

イ 相互援助活動の調整等（事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。）

ウ 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催

エ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催

オ 子育て支援関連施設・事業（保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等）との連絡調整

##### ② 相互援助活動の内容

相互援助活動の内容は、以下のア～カ等の子どもの預かりの活動とする。

- ア 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり
- イ 保育施設までの送迎
- ウ 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
- エ 学校の放課後の子どもの預かり
- オ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
- カ 買い物等外出の際の子どもの預かり

③ ファミリー・サポート・センターの設置について

- ア 本部の設置について  
各市町村1か所設置できる。
- イ 支部の設置について  
政令指定都市については区ごとに1か所、本部のほかに支部を設置することができる。

ただし、合併した市町村において、合併前の旧市町村単位で支部を設置する場合については、事業の規模にかかわらず特例として支部を設置することができるものとする。

④ 実施方法

- ア アドバイザーの配置について  
ファミリー・サポート・センターには、アドバイザー（相互援助活動の調整等の事務を行う者をいう。以下同じ。）を配置すること。  
また、ファミリー・サポート・センターの事業規模に応じて、会員の中からサブ・リーダーを配置することも差し支えない。
- イ 会則の制定  
市町村は、あらかじめ相互援助事業の実施に必要な事項を規定したファミリー・サポート・センターの会則を制定すること。
- ウ 会員の登録  
会員の登録に関しては、1年ごとに更新・整理することが望ましい。
- エ 会員間で行う相互援助活動

会員間で行う相互援助活動は、子どもの預かりの援助を行いたい者と援助を受けたい者との請負又は準委任契約に基づくものであること。

オ 保険の加入

会員が行う相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険に加入するものとする。

カ 子どもの預かりの場所

子どもを預かる場所は、原則として援助を行う会員の自宅とすること。

ただし、子どもの預かりの援助を行いたい者と援助を受けたい者との間で合意がある場合は、この限りでない。

キ 預かる子どもの人数

相互援助活動の実施に当たり、預かる子どもの人数は原則として1人とする。やむを得ず複数の子どもの預かる場合には、援助を行う会員の経験や子どもの年齢等を考慮し、安全面に十分配慮すること。

なお、小学校就学の始期に達するまでの子どもを複数預かる場合には、児童福祉法第59条の2に定める届け出が必要となる場合がある。

ク 援助活動に対する報酬

援助活動に対する報酬は、原則としてその会員間で決定するものであるが、報酬の目安として制度の趣旨、地域の実情等を反映した適正と認められる額を会則等で定めることができるものとする。

ケ 会員への講習の実施

預かり中の子どもの安全対策等のため、参考として以下に示す項目、時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うことが望ましい。

また、フォローアップ研修等の実施により、活動の質の維持、向上に努めること。

(参考：講習カリキュラム)

講座項目	講師	時間（目安）
1 保育の心	保育士・保健師	2時間
2 心の発達とその問題	発達心理の専門家	4時間
3 身体の発育と病気	小児科医	2時間
4 小児看護の基礎知識	看護師・保健師	4時間
5 安全・事故	医師・保健師・保育士	2時間
6 子どもの世話	保健師・保育士	2時間
7 子どもの遊び	保育士	2時間
8 子どもの栄養と食生活	栄養・保育学科栄養学の専門家、 管理栄養士等	3時間
9 事業を円滑に進めるために	ファミリー・サポート・センター アドバイザー等	3時間
合 計		24時間

#### コ 複数市町村での合同実施

市町村単独では、事業実施要件（①のアからウ及びこれらの事業内容を実施するために必要な④のアからオ、会員数50人以上）が満たせない場合には、近隣の市町村と事業の全部を合同により実施し、事業実施要件を満たした上で事業を実施しても差し支えないこと。その際、本事業の実施に係る経費については、代表する1市町村に対して補助するものとする。

また、事業実施要件のうち、①のウを合同により実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村と①のウを合同により実施し、事業実施要件を満たした上で事業を実施しても差し支えないこと。

## （2）病児・緊急対応強化事業

### ① 事業内容

病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う

預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）に関して以下の事業を実施する。ただし、以下のうちア～エの全ての事業を実施するファミリー・サポート・センターとする。（会員数は問わない。）

なお、「病児」、「病後児」の対象については、以下のとおりとする。

「病児」とは、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。

「病後児」とは、病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。

ア 会員の募集、登録その他の会員組織業務

イ 相互援助活動の調整等（事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。）

ウ 会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催

エ 医療機関との連携体制の整備

オ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催

カ 子育て支援関連施設・事業（保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等）との連絡調整

## ② 相互援助活動の内容

相互援助活動の内容は、以下のア～エ等の子どもの預かりの活動とする。ただし、アについては必ず実施すること。

ア 病児・病後児の預かり

イ 宿泊を伴う子どもの預かり

ウ 早朝・夜間等の緊急時の子どもの預かり

エ 上記に伴う保育施設、自宅、病児・病後児保育施設等への送迎

## ③ 実施方法

(1) の④ア～クに加えて、以下の方法によること。

ア 会員への講習の実施

病児・病後児の預かり等に対応できるよう、(1) ④のケの参考に

示す項目、時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うこと。

また、フォローアップ研修等の実施により、活動の質の維持、向上に努めること。

#### イ 医療機関との連携体制の整備

(ア) 市町村長は、都道府県医師会、郡市医師会等に対し、本事業への協力要請を行い、医療機関との連携体制を十分に整備すること。

(イ) 事業の運営に関し、保健医療面での助言が随時受けられるよう、医療アドバイザーとなる医師をあらかじめ選定すること。

(ウ) 症状の急変等、緊急時に子どもを受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。

#### ウ 依頼の受付体制について

病児・病後児の預かり等に円滑に対応するため、ファミリー・サポート・センターの開所時間の延長、携帯電話による受付、転送電話による受付などにより、1日8時間を超えて依頼の受け付けを行い、相互援助活動の調整ができる体制をとること。

#### エ 病児・病後児の預かりについての留意事項

(ア) 預かる前又は預かった後直ちに、かかりつけ医に受診させ、保護者と協議のうえ、預かりの可否を判断すること。

(イ) (1)の④キにかかわらず、病児・病後児の預かりは1人までとすること。

(ウ) アドバイザー等は、病児・病後児の預かりを行う会員、援助を受ける会員時間、場所、内容を把握し、相互援助活動中に常に連絡のとれる体制をとること。

#### オ 近隣市町村住民の利用について

地域の利用者の利便性を考慮し、在勤等の条件を付さずに事業実施市町村以外の住民が会員登録・利用できるように会則等を定め、周知するよう努めること。

### ④ 実施体制

ア 事業の実施については、(1)の①に掲げるファミリー・サポート・

センターを設立して行うこととする。

なお、基本事業とは別の会員組織として実施することも差し支えない。

#### イ 複数市町村での合同実施

市町村単独では、事業実施要件（①のアからエ及びこれらの事業内容を実施するために必要な③のアからエ）が満たせない場合には、近隣の市町村と事業の全部を合同により実施し、事業実施要件を満たした上で事業を実施しても差し支えないこと。その際、本事業の実施に係る経費については、代表する1市町村に対して補助するものとする。

また、事業実施要件のうち、①のウ、エの両方、あるいは一方を合同により実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村と事業の一部（①のウ、エ及びこれらの事業内容を実施するために必要な③のア、イ）を合同により実施し、事業実施要件を満たした上で事業を実施しても差し支えないこと。

### （3）ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭や低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）（以下「ひとり親家庭等」という。）の利用支援

#### ① 事業内容

ひとり親家庭等に対して利用を支援することにより、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図る事業を実施する。（ただし、（1）の①のア～ウ又は（2）の①のア～エに加えて以下のいずれかの事業を実施することとし、会員数は問わない。）

#### ② 利用支援の内容

- ア ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、援助を行いたい会員を優先して調整
- イ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、援助を行いたい会員の活動時間の制限をなくし、早朝、夜間、宿泊、休日の受入れなどに柔軟に対応



ウ ファミリー・サポート・センターを利用する、ひとり親家庭等の受入れに対する援助を行いたい会員への助成

#### 4 留意事項

事業に従事する者は、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。また、会員に対して、相互援助活動によって知り得た会員又はその家族の個人情報を他人に漏らさないよう周知を図ること。

## 乳児家庭全戸訪問事業実施要綱（案）

### 1 事業の目的

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うことを目的とする。（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第4項に規定される事業）

### 2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。)とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

### 3 事業の内容

生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、以下の支援を行う。

- (1) 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談
- (2) 子育て支援に関する情報提供
- (3) 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握
- (4) 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

### 4 実施方法

#### (1) 訪問の時期

対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。

ただし、生後4か月を迎えるまでの間に、健康診査等により乳児及びその保護者の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合も本事業の対象とする。この場合にあっても、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。

#### (2) 訪問者

保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えないものとする。

#### (3) 研修

訪問者に対して必ず事前に研修を実施すること。

研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。

#### (4) ケース対応会議

訪問実施後の結果により、支援が必要と判断された家庭に対し、必要に応じて、個別ケースごとに具体的なサービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ、養育支援訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけるものとする。

#### (5) 新生児訪問指導等と併せて実施する場合の留意点

法第 21 条の 10 の 2 第 2 項により、母子保健法に基づく新生児訪問指導等と併せて本事業を実施することができるが、その場合、「3」で定める本事業の支援の内容を満たす必要があるため、十分に留意すること。

#### (6) 実施計画の作成

事業を行う年度の実施計画を作成すること。事業計画の作成に当たっては、既に実施している新生児訪問指導や独自の訪問活動の役割分担や活用策を検討し、実効的な計画とすること。

## 養育支援訪問事業実施要綱（案）

### 1 事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項に規定される事業。）

### 2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。)とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

### 3 事業の内容

対象家庭を訪問し、以下の内容を実施する。

- (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
- (2) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
- (3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための相談・支援。
- (4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。

### 4 実施方法

- (1) 支援の対象

この事業の支援対象は、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市

町村長が訪問による養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭を対象とする。

ア 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭。

イ 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭。

ウ 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭。

エ 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭。

## (2) 訪問支援者

訪問支援者については、専門的相談支援は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が実施することとし、育児・家事援助については、子育て経験者、ヘルパー等が実施することとする。

なお、複数の訪問支援者が適切な役割分担の下に支援を実施するなど、効果的な支援を行うこと。

## (3) 研修

訪問支援者に対して、訪問支援の目的、内容、支援の方法等について、必ず事前に研修を行うこと。

研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報管理の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略して差し支えないものとする。

## (4) 支援内容の決定方法

この事業の中核となる機関(中核機関)を定め、中核機関において

関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があると思われる家庭に関する情報の収集を行う。

中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。

訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。

なお、この中核機関は、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関がその機能を担うことが望ましい。

## 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業実施要綱（案）

### 1 事業の目的

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。)とする。

### 3 事業の内容

調整機関に職員（非常勤職員等を含む。以下「調整機関職員」という。）を配置し、次の（１）から（５）のいずれかを実施すること。

なお、調整機関職員は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において兼務職員であっても差し支えないが、母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に従事する者とする。

#### （１） 調整機関職員の専門性強化

調整機関職員の専門性向上のため、次の①及び②のいずれか又は両方の取組を行う。

##### ① 調整機関職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合

次の「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」を受講させる。

ア 児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会（社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」）

イ 児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会（都道府県が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」）

② 機関職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合

更に児童虐待への専門性を向上させるため、次の研修を受講させる。

ア 子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）が実施する研修

イ 都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修

(2) 地域ネットワーク構成員の連携強化

地域ネットワーク構成員の連携強化を図るため、次の①及び②のいずれか又は両方の取組を行う。

① インターネット会議システムの導入等により、地域ネットワーク構成員による緊急受理会議や個別ケース検討会議等を適時、適切に行い、その時々子ども等の状況に応じた支援内容等について、迅速かつ適切に協議、判断するための取組。

② ケース記録や進行管理台帳の電子化等により、要保護児童等について、地域ネットワーク構成員における情報共有、事実確認、情報収集等を迅速かつ適切に行うための取組。

(3) 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組

地域ネットワーク構成員の専門性向上のため、学識経験者等の専門家を招へいし、児童虐待対応についての共有認識と運営手法についての研修会・講習会などを開催する取組や、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける取組。

(4) 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

地域ネットワークの調整機関が養育支援訪問事業の中核機関となり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、養育支援訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う取組や、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）又は母子保健法に基づく訪問事業等により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家庭に対して、地域ネットワークが訪問者と協力して支援を行う取組。

(5) 地域住民への周知を図る取組

地域ネットワーク活動をはじめ、児童虐待防止につながる子育て支援



や訪問事業活動等についての地域住民への周知を図るため、地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う取組や、マニュアル、援助事例集、又は地域で連携して行う子育て支援や児童虐待防止に関する情報を掲載した資料等を作成・配布し、周知を図る取組。

## 子育て短期支援事業実要施綱（案）

### 1 事業の目的

この事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設（以下「実施施設」という。）において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

### 3 事業の種類及び内容

#### (1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

##### ア 事業内容

市町村は、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行うものとする。

##### イ 対象者

この事業において対象となる者は、次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等とする。

(ア) 児童の保護者の疾病

(イ) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由

(ウ) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由

(エ) 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由

(オ) 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

ウ 利用の期間

養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、市町村が必要があると認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

ア 事業内容

市町村は、保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。

イ 対象者

この事業において対象となる者は、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童とする。

#### 4 実施施設等

- (1) この事業は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施するものとする。
- (2) 児童等の近隣に実施施設がないこと等により必要な養育・保護を行うことが困難である場合には、実施施設は、あらかじめ登録している保育士、里親等（市町村が適当と認めた者。以下同じ。）に委託することができるものとする。
- (3) 実施施設において、保育士、里親等に委託する場合には、委託された者の居宅において又は当該児童の居宅に派遣して養育・保護を行うものとする。
- (4) 実施施設は、児童の養育に経験を有する保育士、里親等を複数登録しておくこと。
- (5) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施施設は、児童等の安全性の確保等のため、保育所や学校、居宅等への児童の送迎に努めること。

## 5 留意事項

- (1) 市町村は、この事業の実施にあたっては、本制度の周知徹底を図ること。
- (2) 市町村は、あらかじめ利用を希望する者を登録するとともに、実施施設の受け入れ体制等を常に把握しておくなど事業の円滑かつ効果的な運営に努めること。
- (3) 市町村は、利用の申請があった場合には、速やかに決定を行うこと。  
ただし、特に緊急を要する場合にあつては、利用の申請等の手続きは、事後とするなど保護者の利便を考慮し、弾力的な運営に努めること。  
なお、ひとり親家庭からの申請があつた場合には、ひとり親家庭の福祉が増進されるように特別の配慮に努めること。
- (4) 事業の実施にあたっては、利用する者及び関係者の安全性の確保に十分配慮すること。
- (5) 一時預かり事業や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）との連携等他の関連サービスとの十分な調整を行うとともに、児童相談所、福祉事務所、母子自立支援員、民生委員・児童委員等の関係機関と十分な連携をとること。

## 新規参入施設への巡回支援事業実施要綱（案）

### 1 事業の目的

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者（以下、「新規参入事業者」という。）への支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業の拡大を図る。

### 2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。  
なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

### 3 事業の内容

新規参入事業者に対し、各市町村において事業経験のある者（例：保育士  
OB等）を活用した巡回支援等を行う事業。

### 4 実施要件

#### (1) 実施事業

新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の推進状況等に応じて、市町村の支援チームにより、次の①～③のいずれか1つ又は複数の事業を実施するものとする。

- ① 事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業
- ② 事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの当面の間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援、相談・助言等を行う事業
- ③ 小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施に当たっての連携先の紹介等を行う事業
- ④ 小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業

- ⑤ その他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、市町村が適当と認めた事業

## (2) 支援対象

待機児童解消加速化プランの推進や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行に向け、事業の拡大を図ることが必要な、保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かりや地域子育て支援拠点事業などの子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者とする。

なお、既にこれらの事業を実施している事業者であっても、他の事業を新規に開始する場合は、市町村の判断により、当該事業の対象として差し支えないものとする。

## (3) 支援チーム

支援を行う事業内容に応じて、市町村の担当者などの行政関係者のほか、保育所の保育士OBなどの事業経験者、公認会計士など監査・会計分野に関する知識を有する者、福祉分野における法人経営者などにより構成される支援チームを適宜設けることとする。

なお、必要な助言・指導等を行う体制が整っている場合には、地域の実情や必要な支援内容等により、チームを設けずに支援を行うこととしても差し支えない。

## (4) 支援期間

新規参入事業者への支援期間については、個々の事業者の状況に応じて設定し、必要に応じて延長等を行うこと。

## 5 留意事項

委託により事業を実施する場合であっても、市町村において各事業者への支援の必要性や支援内容の適否、支援後の効果等について把握すること。

## へき地保育事業実施要綱（案）

### 1 事業の目的

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等のへき地における保育を要する児童に対し、必要な保護を行い、もってこれらの児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

### 3 事業の内容

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域で、市町村長が実施要件に適合すると認め指定した施設において、児童を保育する事業。

### 4 実施方法

#### (1) 対象児童

保育を要する児童又は市町村長が特に必要があると認めた児童

#### (2) 設置主体

市町村

#### (3) 設置場所

次のいずれかでなければならない。

- ① へき地教育振興法（昭和 29 年法律第 143 号）第 5 条の 2 の規定によるへき地手当（以下「へき地手当」という。）の支給の指定を受けているへき地学校の通学区域内であること。
- ② 一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 13 条の 2 第 1 項又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 2 項の規定による特地勤務手当（以下「特地勤務手当」という。）の支給の指定を受けている国又は地方公共団体の公官署の 4 キロメートル以内にあること。
- ③ へき地手当又は特地勤務手当の支給の指定を受けることとなる地域内

にあること。

- ④ 上記①から③までのいずれかに準ずるものとして市町村長が認める地域内にあること。

#### (4) 設備及び運営の基準

へき地保育所の設備及び運営については、次に掲げる基準によるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)の精神を尊重して行うものとする。

- ① 1日当たり平均入所児童数が6人以上いること。

なお、1日当たりの平均入所児童数とは、年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数とすること。

- ② 公民館、学校、集会所等の既設建物の一部を用いてへき地保育所を設置する場合においては、その設備をそのへき地保育所のために常時使用することができるものでなければならないこと。

- ③ 保育室、便所及び屋外遊戯場(その附近にあるこれに代わるべき場を含む。)その他必要な設備を設け、それらの規模は適正な保育ができるように定めること。

- ④ 必要な医療器具、医薬品、ほう帯材料等を備えるほか、必要に応じて楽器、黒板、机、椅子、積木、絵本、砂場、すべり台、ぶらんこ等を備えること。

- ⑤ 保育士を2人以上置くこと。

ただし、所定の資格を有する者がいない等やむを得ない事情があるときは、うち1人に限り児童の保育に熱意を有し、かつ、心身ともに健全な者をもってこれに代えることができること。

- ⑥ 保育時間、保育の内容、保護者との連絡方法等については入所児童が健やかに育成されるようその地方の実情に応じて定めること。